「別記様式（法定様式）」

1　開発行為許可申請書（別記様式第２）
2　資金計画書（別記様式第３）
3　工事完了届出書（別記様式第４）
4　公共施設工事完了届出書（別記様式第５）
5　開発行為に関する工事の検査済証（別記様式第６）
6　公共施設に関する工事の検査済証（別記様式第７）
7　開発行為に関する工事の廃止の届出書（別記様式第８）
8　建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書
【法第 43 条】（別記様式第９）

別記様式第２（省令第16条関係）

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第１項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年　月　日 つくば市長　　宛て 許可申請者 住　所 氏　名	※手数料欄

開発行為の概要	1　開発区域に含まれる地域の名称	
	2　開発区域の面積	平方メートル
	3　予定建築物等の用途	
	4　工事施行者住所氏名	
	5　工事着手予定年月日	年　月　日
	6　工事完了予定年月日	年　月　日
	7　自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8　法第34条の該当号及び該当する理由	
	9　その他必要な事項	

※　受付番号	年　月　日　第　号
※　許可に付した条件	
※　許可番号	年　月　日　第　号

備考　1　宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第３条第１項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第８条第１項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。

2　津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第１項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。

3　許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

4　※印のある欄は記載しないこと。

5　「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。

6　「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

受付印

別記様式第３（省令第 16 条関係）

資金計画書

１.収　支　計　画　　（単位：千円）

科目		金額
収入	処分収入	
	宅地処分収入	
	補助負担金	
	借入金	
	自己資金	
	計	
支出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	排水施設工事費	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	借入償還金	
	消費税	
	計	

※該当する科目がない場合は、適宜に追加してください

２.年度別資金計画

（単位　千円）

科目		年度	年度	年度	計
支出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息 借入償還金 計				
収入	自己資金 借入金 処分収入 宅地処分収入 補助負担金 計				
借入金の借入先					

別記様式第４（省令第29条関係）

工事完了届出書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

届出者
住　　所
氏　　名

都市計画法第36条第１項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号
年　　月　　日　　第　　号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

１　工事完了年月日　　年　　月　　日

２　工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

※受付番号	年　月　日　第　号
※検査年月日	年　月　日
※検査結果	合　・　否
※検査済証番号	年　月　日　第　号
※工事完了公告年月日	年　月　日

備考　１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　※印のある欄は記載しないこと。

受付印

別記様式第５（省令第29条関係）

公共施設工事完了届出書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

届出者
住　　所
氏　　名

都市計画法第 36 条第１項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号　年　　月　　日　　第　　号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

１　工事完了年月日　　年　　月　　日

２　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

３　工事を完了した公共施設

※受付番号	年　月　日　第　号
※検査年月日	年　月　日
※検査結果	合　・　否
※検査済証番号	年　月　日　第　号
※工事完了公告年月日	年　月　日

備考　１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　２　※印のある欄は記載しないこと。

受付印

別記様式第６（省令第30条関係）

開発行為に関する工事の検査済証

第　　号
年　　月　　日

つくば市長

下記の開発行為に関する工事は、　　年　　月　　日検査の結果都市計画法第29条第１項の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

１　許　可　番　号　　年　　月　　日　　第　　号

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

３　許可を受けた者の住所及び氏名

別記様式第７（省令第30条関係）

公共施設に関する工事の検査済証

第　　号
年　　月　　日

つくば市長

下記の開発行為に関する工事は、　　年　　月　　日検査の結果都市計画法第29条第１項の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

１	許可番号	年　　月　　日　　第　　号
２	工事が完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称	
３	工事を完了した公共施設	
４	許可を受けた者の住所及び氏名	

別記様式第８（省令第32条関係）

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

届出者
住　　所
氏　　名

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号　　年　　月　　日第　　号）が下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

１	開発行為に関する工事を廃止した年月日	年　　月　　日
２	開発行為に関する工事を廃止に係る地域の名称	
３	開発行為に関する工事の廃止に係る地域の面積	㎡

備考　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

受　付　印

別記様式第９（省令第34条第１項関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

申請者　住　所
氏　名

都市計画法第43条第１項の規定により、（建　築　物／第一種特定工作物）の（新　築／改　築／用途の変更／新　設）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

１　建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	所在：つくば市 地目：　　面積：公簿　　㎡ 実測　　㎡ ｾｯﾄﾊﾞｯｸ後の面積：　　㎡
２　建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	用途：
３　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	用途：
４　建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第１号から第10号まで又は令第36条第１項第３号ロからホのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
５　その他必要な事項	
※　受　付　番　号	年　　月　　日　　第　　号
※　許可に付した条件	
※　許　可　番　号	年　　月　　日　　第　　号

備考１　許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　※印のある欄は記載しないこと。
３　「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

受　付　印

「市施行細則様式」

1　申請者の資力及び信用に関する申告書（様式第１号）
2　工事施行者の工事施行能力に関する申告書（様式第２号）
3　公共施設管理者開発行為同意書（様式第３号）
4　設計説明書（様式第４号）
5　新たに設置される公共施設の管理者等に関する調書（様式第５号）
6　従前の公共施設の管理者等に関する調書（様式第６号）
7　開発行為同意書（様式第７号）
8　設計者の資格に関する申告書（様式第８号）
9　開発許可の特例に係る協議書（様式第８号の２）
10　開発行為（変更）許可書（様式第９号）
11　開発行為（変更）不許可通知書（様式第 10 号）
12　開発行為変更許可申請書（様式第 11 号）
13　開発行為変更届出書（様式第 12 号）
14　開発行為変更許可の特例に係る協議書（様式第 12 号の２）
15　開発行為（変更）許可標識（様式第 13 号）
16　工事着手届出書（様式第 14 号）
17　工事完了広告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書（様式第 15 号）
18　工事完了広告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認通知書（様式第 16 号）
19　工事完了広告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承不認通知書（様式第 17 号）
20　建築物の建築の特例許可申請書（様式第 18 号）
21　建築物の建築の特例許可書（様式第 19 号）
22　建築物の建築の特例不許可通知書（様式第 20 号）
23　予定建築物等以外の建築等の許可申請書（様式第 21 号）
24　予定建築物等以外の建築等の許可書（様式第 22 号）
25　予定建築物等以外の建築等の不許可通知書（様式第 23 号）
26　建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の許可の特例に係る協議書（様式第 23 号の２）
27　建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可書（様式第 24 号）
28　建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設不許可通知書（様式第 25 号）
29　開発行為許可承継届出書（様式第 26 号）
30　地位承継承認申請書（様式第 27 号）
31　地位承継承認通知書（様式第 28 号）
32　地位承継不承認通知書（様式第 29 号）
33　開発登録簿（様式第 30 号）
34　開発登録簿の写し交付申請書（様式第 31 号）
35　開発行為（建築等）に関する証明書交付申請書（様式第 32 号）
36　開発行為（建築等）に関する証明書（様式第 32 号の２）
37　都市計画法による命令の公示（様式第 33 号）
38　身分証明書（様式第34号）

様式第１号(第３条関係)

申請者の資力及び信用に関する申告書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

申告者　住　所

氏　名

都市計画法第33条第１項第12号に規定する必要な資力及び信用について、次のとおり申告します。

設立年月日	年　月　日	資本金	千円
法令による登録等			
従業員数	人(うち土木、建築関係技術者　　人)		
前年度の事業量	千円	資金総額	千円
主たる取引金融機関			
工事管理者住所・氏名			

役員略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格・免許・学歴・その他

宅地造成略歴	工事の名称	工事施行場所	面積(㎡)	許可年月日	完了年月日
				年　月　日	年　月　日
				年　月　日	年　月　日
				年　月　日	年　月　日
				年　月　日	年　月　日
				年　月　日	年　月　日

備考　「法令による登録等」の欄は、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入してください。

様式第２号(第３条関係)

工事施行者の工事施行能力に関する申告書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

申告者　住　所

氏　名

都市計画法第33条第１項第13号に規定する必要な能力について、次のとおり申告します。

設立年月日	年　月　日		資本金	千円	
法令による登録等					
従業員数	事務	技術	労務	計	
	人	人	人	人	
主たる取引金融機関					
主任技術者住所・氏名					

技術者略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格・免許・学歴・その他

宅地造成工事経歴	工事の名称	工事施行場所	面積(㎡)	許可年月日	完了年月日
				年　月　日	年　月　日
				年　月　日	年　月　日
				年　月　日	年　月　日
				年　月　日	年　月　日
				年　月　日	年　月　日
				年　月　日	年　月　日
				年　月　日	年　月　日

備考　「法令による登録等」の欄は、建設業法による建設業者の登録、建築士法による建築士事務所の登録等について記入してください。

様式第３号(第４条関係)

公共施設管理者開発行為同意書

年　　月　　日

宛て

公共施設の管理者

住　所

氏　名　　㊞

地内における　　事業に係る下記の公共施設に関する開発行為については、都市計画法第32条の規定により異議がなく同意します。

記

施設の種類	所有者	備考

様式第４号(第４条関係)

設　計　説　明　書

1開発区域に含まれる地域の名称		
2設計の方針	工区計画	工区　　㎡、　工区　　㎡、　工区　　㎡ 工区　　㎡、　工区　　㎡、　工区　　㎡
	基本的方針	
3開発区域の現況	区域区分	市街化区域　　市街化調整区域　　その他の区域
	用途地域	
	その他の区域等	

地目	宅地	農地	山林（樹高）				その他	計
			5m未満	5m～10m	10m以上	小計		
面積㎡								
比率％								

4土地利用計画											
用途	宅地用地							公共施設用地	公益施設用地	その他(樹木地)	合計
	宅地	その他の宅地					計				
		通路	緩衝帯	緑地等	その他の空地	小計					
面積㎡											
比率％											

樹林の保全等	区分	対象樹林	伐採	保全の内容					植栽
				公園	広場	緑地等	その他の空地	計	
	面積㎡								
	比率％								

表土の保全等	区分	はく土部分	保全等の内容				保全等不要
			復元	客土	代替措置	計	
	面積㎡						
	比率％						

5公共施設整備計画				
開発区域内の公共用地	区分	面積㎡	比率%	概要
	道路			
	公園・広場・緑地			
	その他			
	計			――――
上記以外の公共用地	区分	面積㎡	比率%	接続先の状況等
	取付道路			
	排水施設			
法第32条に規定する同意等	一部　全員　同意　一部　全員　協議完了　一部　全員　協議中			
法第40条に係る協議	一部　全員　同意　一部　全員　協議完了　一部　全員　協議中			

6公益施設配置計画							
施設名							計
面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
比率	％	％	％	％	％	％	％

7区画数等	区画、最高　　㎡、最低　　㎡、平均　　㎡	
8給水施設	（公営、簡易、専用）水道、井戸（試験結果　水質－可・不可、　量－充分・少ない）	
9消防施設	貯水槽(40㎡以上)　　基	消火栓　　個

備考

1　3欄、5欄、8欄中で既に記載されている事項については、該当する事項を○印で囲むこと。

2　3欄中のその他の区域等には、法令等による指定区域及び事業区域等の名称を記載すること。

様式第５号(第４条関係)

新たに設置される公共施設の管理者等に関する調書

種　　類	番号	概　　要			管　理　者	用地の帰属	摘　要
		幅員寸法	延長	面積			

備考

１　「番号」欄には、新旧対照図に記載した一連番号を記入すること。

２　「概要」欄には、広場、公園、緑地及び消防の用に供する貯水施設については面積のみを、下水管渠については寸法及び延長のみを記載すること。

３　１つの公共施設用地が2以上の者に帰属することとなる場合には、「摘要」欄にその旨を記載し、当該帰属の状態を示す図面その他の資料を添付すること。

様式第６号(第４条関係)

従前の公共施設の管理者等に関する調書

種　　類	番号	概　　要			管　理　者	公共施設の用に供する土地の所有者	用地の帰　属	摘要
		幅員寸法	延長	面積				

備考

１　「番号」欄には、新旧対照図に記載した一連番号を記入すること。

２　「概要」欄には、広場、公園、緑地及び消防の用に供する貯水施設については面積のみを、下水管渠については寸法及び延長のみを記載すること。

３　開発行為により廃止されることとなる公共施設については、「摘要」欄にその旨を記載し、当該帰属の状態を示す図面その他の資料を添付すること。

様式第７号(第４条関係)

開 発 行 為 同 意 書

の施行に係る開発行為については、異議がなく同意します。

１　土地の関係権利者

所在及び地番	地　目	地　積	権利の種　別	同　意年月日	同意者の住所氏名	印	備考

２　工作物の関係権利者

所在及び地番	地　目	地　積	権利の種　別	同　意年月日	同意者の住所氏名	印	備考

備考

１　「権利の種別」欄には、所有権、賃借権その他開発行為の妨げとなるものを記入すること。

２　全員の権利者の同意を得られない場合には、別に疎明書を添付する旨を「備考」欄に明示すること。

３　共有の場合には、その旨を「備考」欄に明示すること。

様式第８号(第４条関係)

設計者の資格に関する申告書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

申告者　住　所

氏　名

生年月日　　年　　月　　日生

1　資格免許等	一級建築士 □ 技術士　登　録　第　　号(　年　月　日)
2　申告する資格	都市計画法施行規則第19条第１項第１号イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト　に該当
3　最終学歴	学校　　学部　　学科　　年　　月　卒業・中退

	会社名又は工事名	職務内容	期　　間
4　実務経歴			年　月～　年　月(　年　月)
			年　月～　年　月(　年　月)
			年　月～　年　月(　年　月)
			年　月～　年　月(　年　月)
			年　月～　年　月(　年　月)

	事　業　名	工事施行者	場所	面積	許認可番号	年　月　日
5　設計経歴				m^2		・　・
				m^2		・　・
				m^2		・　・

6　資格を証する書類	(１)最終学校の卒業証明書 (２)実務経験年数を証する書面 (３)開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為に関する工事にあっては、都市計画法施行規則第19条第１項第２号に規定する経験を有することを証する書面 (４)都市計画法施行規則第19条第１項第１号イからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者(昭和45年１月12日建設省告示第38号)に規定する知識及び経験を有することを証する書面

様式第８号の２（第４条の２関係）

開発許可の特例に係る協議書

<table>
<tr><td colspan="3">都市計画法第34条の２第１項の規定により協議します。

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

協議申出者　　住所
氏名</td></tr>
<tr><td rowspan="7">開
発
行
為
の
概
要</td><td>1　開発区域に含まれる地域の名称</td><td></td></tr>
<tr><td>2　開発区域の面積</td><td></td></tr>
<tr><td>3　予定建築物等の用途</td><td></td></tr>
<tr><td>4　工事施行者住所氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>5　工事着手予定年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>6　工事完了予定年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>7　その他必要な事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">※　受付番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">※　協議に付した条件</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">※　協議成立番号</td><td></td></tr>
</table>

備考

１　※印のある欄は、記入しないこと。

２　「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記入すること。

３　「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

様式第９号(第５条関係)

開発行為(変更)許可書

第　　号
申請者　住　所
　　氏　名

年　　月　　日付け(受付第　　号)で申請のありました開発行為の施行については、次のとおり許可しましたので、都市計画法第35条第２項の規定により通知します。

年　　月　　日

つくば市長　　㊞

開発行為の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	m^2
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施工者住所氏名	
	5	工事着手予定年月日	
	6	工事完了予定年月日	
	7	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8	その他の事項	
許可条項			
許可に付した条件			

教示

様式第10号(第６条関係)

開発行為(変更)不許可通知書

第　　号

申請者　住　所

氏　名

年　　月　　日付け(受付第　　号)で申請のありました開発行為の施行については、次の理由により許可しませんので、都市計画法第35条第２項の規定により通知します。

年　　月　　日

つくば市長　　㊞

(理　由)

教示

様式第11号(第６条関係)

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の２第１項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年　　月　　日 つくば市長　　宛て 申請者　住　所 氏　名	※手数料欄

開発行為の変更の概要	1　開発区域に含まれる地域の名称	
	2　開発区域の面積	
	3　予定建築物等の用途	
	4　工事施行者住所氏名	
	5　自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	6　法第34条の該当号及び該当する理由	
	7　その他必要な事項	

開発許可の許可番号	
変更の理由	
※　受付番号	
※　変更の許可に付した条件	
※　変更の許可の許可番号	

備考

1　※印のある欄は、記入しないこと。

2　「開発行為の変更の概要」は、変更に係る事項に該当するもののみ変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること(「その他必要な事項」を除く。)。

3　「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記入すること。

4　「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記入すること。

5　「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

受付印

様式第12号(第６条関係)

開　発　行　為　変　更　届　出　書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

届出者　住　所

氏　名

都市計画法第35条の２第３項の規定により、開発行為の変更について、次のとおり届け出ます。

１　許可年月日及び許可番号		年　　月　　日　　第　　号
２　変　更　の　理　由		
３　変　更　の　内　容	変更前	
	変更後	

備考　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

受　付　印

様式第12号の２（第６条の２関係）

開発行為変更許可の特例に係る協議書

都市計画法第35条の２第４項において準用する同法第34条の２第１項の規定により協議します。

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

協議申出者　　住所
氏名

開発行為の変更の概要	１　開発区域に含まれる地域の名称	
	２　開発区域の面積	
	３　予定建築物等の用途	
	４　工事施行者住所氏名	
	５　その他必要な事項	
協議成立番号		
変更の理由		
※　受付番号		
※　変更協議の際に付した条件		
※　変更協議成立番号		

備考

１　※印のある欄は、記入しないこと。

２　「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記入すること。

３　「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

受付印

様式第13号(第７条関係)

開発行為(変更)許可標識

許可番号	年　月　日　第　号	
開発許可を受けた者の住所及び氏名	電話(　　)	
工事施行者の住所及び氏名	電話(　　)	
開発区域及び工区に含まれる地域の名称		
開発区域及び工区の面積	開発区域　　m^2	工区　　m^2
工事期間	年　月　日から　年　月　日まで	
現場管理者氏名		

備考

1　縦90センチメートル以上、横130センチメートル以上とする。

2　木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。

様式第14号（第８条関係）

工　事　着　手　届　出　書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

届出者　住　所

氏　名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為に関する工事に着手するので、つくば市都市計画法施行細則第８条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	開発許可年月日 許可番号		年　月　日　第　号
2	開発区域に含まれる地域の名称		
3	工事着手年月日		年　月　日
4	工事完了予定年月日		年　月　日
5	工事施行者	住所	
		氏名	電話
6	設計者	氏名	
		連絡先	電話
7	現場管理者	氏名	
		連絡先	電話

受付印

様式第15号(第12条関係)

工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

申請者　住　所

氏　名

都市計画法第37条第１号の規定により、開発区域内の土地における建築物の建築・特定工作物の建設の承認を申請します。

1	開発許可年月日・番号	年　　月　　日　　第　　号			
2	建築物の建築又は特定工作物の建設をしようとする土地	所在・地番			
		地　　目		面　積	m^2
3	建築物又は特定工作物の用途				
4	地域地区の種別				
5	建築物又は特定工作物の概要				
6	工事着手予定年月日	年　　月　　日			
7	承認申請の理由				
8	その他必要な事項				

備考

1　「建築物又は特定工作物の用途」の欄は、具体的に記入すること。

2　「承認申請の理由」の欄には、必要とする理由を具体的に記入すること。

3　この申請による承認を受けても、別に建築基準法による手続きが必要です。

受　付　印

様式第16号(第12条関係)

工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認通知書

申請者　住　所

氏　名

年　　月　　日付けで申請があった下記に係る建築物の建築・特定工作物の建設については、都市計画法第37条第１号の規定により、次の条件を付して承認します。

記

１　開発許可番号・年月日

第　　号　　年　　月　　日

２　建築等しようとする土地の所在地及び面積

土地の所在地：

面　　積：　　m^2

第　　号

年　　月　　日

つくば市長　　㊞

承認条件

教示

様式第17号(第12条関係)

工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設不承認通知書

申請者　住　所

氏　名

年　　月　　日付けで申請があった下記に係る建築物の建築・特定工作物の建設については、下記の理由により承認しませんので、通知します。

記

1　建築等しようとする土地の所在地及び面積

土地の所在地：

面　　積：　　m^2

2　不承認理由

第　　号

年　　月　　日

つくば市長　　㊞

教示

様式第18号(第14条関係)

建築物の建築の特例許可申請書

年　月　日 つくば市長　　宛て 申請者　住　所 氏　名 都市計画法第41条第２項ただし書の規定による建築物の建築の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	※手数料欄

1	開発許可年月日・番号	年　月　日　第　号			
2	開発許可を受けた者の住所・氏名				
3	土地の所在及び地番				
4	面積及び用途	面積	m²	用途	
5	利用形態	新築・増築・改築・用途変更(　から　へ)			
6	開発許可を受けた際の制限の内容				

7 許可を受ける具体的内容		用途		構造・階数	高さ	
	既存建築物			造　階建	m	
	申請建築物			造　階建	m	
		申請部分	申請以外の部分	合計	敷地面積に対する割合(%) 申請前	申請
	建築面積(m²)					
	延べ面積(m²)					
	その他の事項					
8	申請の理由					
9	その他必要な事項					

受付印

様式第19号(第15条関係)

建築物の建築の特例許可書

第　　号

申請者　住　所

氏　名

年　　月　　日付け(受付第　　号)で申請のありました建築物の建築については、次のとおり許可しましたので、つくば市都市計画法施行細則第15条の規定により通知します。

年　　月　　日

つくば市長　　㊞

1	開発許可年月日・番号	年　　月　　日　　第　　号					
2	開発許可を受けた者の住所・氏名						
3	土地の所在及び地番						
4	面積及び用途	面積	m^2	用途			
5	利用形態	新築・増築・改築・用途変更(　　から　　へ)					
6	開発許可を受けた際の制限の内容						
7 許可を受ける具体的内容		用途			構造・階数	高さ	
	既存建築物				造　階建	m	
	申請建築物				造　階建	m	
		申請部分	申請以外の部分	合計	敷地面積に対する割合(%)		
					申請前	申請	
	建築面積(m^2)						
	延べ面積(m^2)						
	その他の事項						
8	申請の理由						
9	その他必要な事項						
許可条項							
許可に付した条件							

教示

様式第20号(第15条関係)

建築物の建築の特例不許可通知書

第　　号

申 請 者　住　所

氏　名

年　　月　　日付け(受付第　　号)で申請のありました建築物の建築については、次の理由により許可しませんので、つくば市都市計画法施行細則第15条の規定により通知します。

年　　月　　日

つくば市長　　㊞

(理　由)

教示

様式第21号(第16条関係)

予定建築物等以外の建築等の許可申請書

年　月　日 つくば市長　　宛て 申請者　住　所 氏　名 都市計画法第42条第１項ただし書の規定により、(建築物 / 第一種特定工作物)の (新築 / 改築 / 用途の変更 / 新設)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	※手数料欄

1	開発許可年月日・番号	年　月　日　第　号					
2	開発許可を受けた者の住所・氏名						
3	土地の所在及び地番						
4	面積及び用途	面積	m²	用途			
5	利用形態	新築・増築・改築・用途変更(　から　へ)					
6	開発許可を受けた際の制限の内容						
7 許可を受ける具体的内容		用途			構造・階数	高さ	
	既存建築物				造　階建	m	
	申請建築物				造　階建	m	
		申請部分	申請以外の部分	合計	予定建築物等の用途		
	建築面積(m²)						
	延べ面積(m²)						
8	申請の理由						
9	その他必要な事項						

受付印

様式第22号(第17条関係)

予定建築物等以外の建築等の許可書

第　　号

申請者　住　所

氏　名

年　　月　　日付け(受付第　　号)で申請のありました（建築物／第一種特定工作物）の（新築／改築／用途の変更／新設）については、次のとおり許可しましたので、つくば市都市計画法施行細則第17条の規定により通知します。

年　　月　　日

つくば市長　　㊞

1	開発許可年月日・番号	年　月　日　第　号					
2	開発許可を受けた者の住所・氏名						
3	土地の所在及び地番						
4	面積及び用途	面積	m²	用途			
5	利用形態	新築・増築・改築・用途変更(　　から　　へ)					
6	開発許可を受けた際の制限の内容						
7 許可を受ける具体的内容		用途			構造・階数	高さ	
	既存建築物				造　階建	m	
	申請建築物				造　階建	m	
		申請部分	申請以外の部分	合計	予定建築物等の用途		
	建築面積(m²)						
	延べ面積(m²)						
8	申請の理由						
9	その他必要な事項						
許可条項							
許可に付した条件							

教示

様式第23号(第17条関係)

予定建築物等以外の建築等の不許可通知書

第　　号

申 請 者　住　所

氏　名

年　月　　日付け(受付第　　号)で申請のありました（建　築　物／第一種特定工作物）の（新　　築／改　　築／用途の変更／新　　設）については、次の理由により許可しませんので、つくば市都市計画法施行細則第17条の規定により通知します。

年　　月　　日

つくば市長　　㊞

(理　由)

教示

様式第23号の2(第18条関係)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設の許可の特例に係る協議書

都市計画法第43条第３項の規定により、（建築物／第一種特定工作物）の（新築／改築／用途の変更／新設）に係る協議をします。

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

協議申出者　　住所

氏名

1　建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2　建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4　建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第１号から第10号まで又は令第36条第１項第３号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5　その他必要な事項	
※　受付番号	
※　協議の際に付した条件	
※　協議成立番号	

備考
1　※印のある欄は、記入しないこと。
2　「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

受付印

様式第24号(第19条関係)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設許可書

第　　号

申請者　住　所

氏　名

年　　月　　日付け(受付第　　号)で申請のありました(建築物／第一種特定工作物)の(新築／改築／用途の変更／新設)については、次のとおり許可しましたので、つくば市都市計画法施行細則第19条の規定により通知します。

年　　月　　日

つくば市長　　㊞

1　建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2　建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4　建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5　その他必要な事項	
許可条項	
許可に付した条件	

教示

様式第25号(第19条関係)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設不許可通知書

第　　号

申請者　住　所

氏　名

年　　月　　日付け(受付第　　号)で申請のありました（建　築　物／第一種特定工作物）の（新　築／改　築／用途の変更／新　設）については、次の理由により許可しませんので、つくば市都市計画法施行細則第19条の規定により通知します。

年　　月　　日

つくば市長　　㊞

(理　由)

教示

様式第26号(第20条関係)

開発行為許可承継届出書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

届出者　住　所

氏　名

都市計画法第44条の規定により許可に基づく地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

1 承継年月日		年　　月　　日		
2 承継理由				
3 許可の概要	許可を受けた者の住所・氏名		続柄	
	許可番号	年　　月　　日　第　　号		
	許可条項			
	許可に付された条件			
	その他の事項			

受付印

様式第27号(第21条関係)

地 位 承 継 承 認 申 請 書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

申請者　住　所

氏　名

都市計画法第45条の規定により、当該開発許可に基づく地位の承継の承認を申請します。

1　許可年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
2　開発区域に含まれる地域の名称	
3　被承継人の住所、氏名	
4　権原を取得した年月日	年　　月　　日
5　承継承認申請の理由	

備考　工事の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書、印鑑証明書並びに被承継人の承諾書及び印鑑証明書等を添えてください。

受　付　印

様式第28号(第21条関係)

地 位 承 継 承 認 通 知 書

年　　月　　日

住　所

氏　名　　様

つくば市長　　㊞

　　年　　月　　日に承認申請(受付第　　号)のありました開発許可に基づく地位の承継については、次のとおり承認しましたので、つくば市都市計画法施行細則第21条第２項の規定により通知します。

1　承継を承認した開発許可の年月日及び番号	年　月　日　第　号
2　開発区域に含まれる地域の名称	
3　被承継人の住所、氏名	
4　付記事項	

教示

様式第29号(第21条関係)

地 位 承 継 不 承 認 通 知 書

年　　月　　日

住　所

氏　名　　様

つくば市長　　㊞

　　年　　月　　日に承認申請(受付第　　号)のありました開発許可に基づく地位の承継については、次の理由により承認しませんので、つくば市都市計画法施行細則第21条第２項の規定により通知します。

不承認理由

教示

様式第30号(第22条関係)

No.

開　発　登　録　簿

開発許可	許可番号	第　　号	許可を受けた者	氏名	
	許可年月日	年　月　日		住所	
承継	承認番号	第　　号	承継人	氏名	
	承認年月日	年　月　日		住所	
開発許可	開発区域に含まれる地域の名称				
	総面積	m²	工区数	工区	
	工区面積	m²			
	区域・地域				
	工事施行者	氏名		住所	
	設計者	氏名		住所	
	受任者(代理人)	氏名		住所	
	予定建築物の用途				
	法第41条第1項の規定による制限の内容				
	法第41条第2項ただし書の規定による許可の内容				
変更許可	変更許可番号	第　　号	第　　号	第　　号	
	変更許可年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	
	変更内容				
変更届出	変更届出年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	
	変更内容				
工事完了検査	工区名		検査済年月日	年　月　日	
			番号	第　　号	
	摘要				
法第42条第1項ただし書の規定による許可の内容					
法第42条第2項の協議の内容					
備考		建築制限解除　年　月　日 完了公告　年　月　日 法第80条報告　年　月　日			

備考　公共施設のみの場合は、摘要欄にその名称を記入すること。

様式第31号(第23条関係)

開発登録簿の写し交付申請書

年　　月　　日

つくば市長　　宛

申請者　住　所

氏　名

登　録　番　号	第　　号
開発許可年月日	年　　月　　日
開発許可番号	第　　号
交付の種類及び部数	調　　書　　枚 土地利用計画図　　枚 計　　枚
使　用　目　的	

決　裁　欄

課　　長	文書管理主任	担　　当

受　　付　　印

様式第32号(第24条関係)

開発行為(建築等)に関する証明書交付申請書

年　　月　　日 つくば市長　　宛て 申請者　住　所 氏　名 建築基準法の規定による確認済証の交付を受けたいので、次の計画が都市計画法の規定に適合していることの証明書の交付を申請します。	※手数料欄

1 敷地	地名・地番					
	面　　積	m^2		主要用途		
	区　　域	市街化区域・市街化調整区域		利用形態	新築・増築・改築・用途変更 (　　から　　へ)	
	用途地域					
2 建築物		申請部分	申請以外の部分	合　計	用途	
	建築面積 m^2					
	延べ面積 m^2					
3 開発許可等	番号・名称	年　月　日　第　号(　　) 年　月　日　第　号(　　) 年　月　日　第　号(　　)				
	許可等に係る制限の内容					
4	都市計画法の該当条項					
5	その他必要な事項					

受付印

様式第32号の２（第24条関係）

開発行為(建築等)に関する証明書

第　　号

申請者　住　所

氏　名

都市計画法施行規則第60条の規定に基づき、次の計画が都市計画法の規定に適合していることを証明します。

年　　月　　日

つくば市長　　㊞

<table>
<tr><td rowspan="4">1
敷
地</td><td>地名・地番</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>面　　積</td><td colspan="2">m²</td><td>主要用途</td><td></td></tr>
<tr><td>区　　域</td><td colspan="2">市街化区域・市街化調整区域</td><td rowspan="2">利用形態</td><td rowspan="2">新築・増築・改築・
用途変更
(　　から　　へ)</td></tr>
<tr><td>用 途 地 域</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2
建
築
物</td><td></td><td>申請部分</td><td>申請以外の部分</td><td>合　　計</td><td rowspan="3">用 途</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>建築面積 m²</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>延べ面積 m²</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3
開
発
許
可
等</td><td>番号・名称</td><td colspan="5">年　　月　　日　　第　　号(　　)
年　　月　　日　　第　　号(　　)
年　　月　　日　　第　　号(　　)</td></tr>
<tr><td>許可等に係る制限の内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">4　都市計画法の該当条項</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">5　その他必要な事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

様式第33号(第25条関係)

都市計画法による命令の公示

所在地(土地又は工作物等)

命令を受けた者の住所

氏名

この　　は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反しているので、

年　　月　　日付けで、同法第81条第1項の規定に基づき　　を命じた。

(注)

1　この標識を破損したものは、刑法(昭和40年法律第45号)により罰せられます。

2　この命令に違反して　　を行った場合は都市計画法により罰せられます。

3　　年　月　日付けで　(水道事業者名 / 電気事業者名 / ガス事業者名)　に対してこの　(土　地 / 工作物 / その他)　における　(水道 / 電気 / ガス)　供給の申込みの承諾を保留するよう要請しています。

年　　月　　日

つくば市長　　㊞

備考　縦45センチメートル以上、横60センチートル以上とする。

様式第34号（第26条関係）

（表面）

第　　号

身　分　証　明　書

氏名

年　　月　　日生

上記の者は、都市計画法第82条第１項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。

年　　月　　日

つくば市長　　㊞

（裏面）

1　この証明書は、表記の権限を行使する際に必ず携帯して関係人の請求があったときはいつでも提示すること。

2　この証明書の有効期間は、発行の日から１年間とする。

「参考様式」

1　開発事業事前協議書（参考様式第１号）
2　開発区域の土地明細書（参考様式第２号）
3　お知らせ（参考様式第３号）
4　住民説明会開催報告書（参考様式第４号）
5　住民協議報告書（参考様式第５号）
6　公共公益施設管理者との協議・同意等の結果申出書（参考様式第６号）
7　事業計画説明書（開発行為の特例協議）（参考様式第７号）
8　設計説明書（開発行為の特例協議）（参考様式第８号）
9　開発事業工事休止届出書（参考様式第９号）
10　公共公益施設工事完了（中間）届出書（参考様式第 10 号）
11　公共公益施設工事完了（中間）検査合格通知書（参考様式第 11 号）
12　無償譲渡書（参考様式第 12 号）
13　登記承諾書兼登記原因証明情報（参考様式第 13 号）
14　都市計画法第 43 条第１項許可の軽微な変更協議書（参考様式第 14 号）
15　都市計画法第 80 条第１項の規定に基づく報告書（参考様式第 15 号）
16　環境景観整備計画承認申請書（参考様式第 16 号）
17　環境景観整備計画変更承認申請書（参考様式第 17 号）
18　環境景観整備計画書（参考様式第 18 号）
19　自己用住宅を建築する理由書（参考様式第 19 号）
20　法第 34 条第１・９号に該当する店舗等を建築する旨の申立書（参考様式第 20 号）
21　都市計画法第 29 条、第 43 条チェックリスト（参考様式第 21 号）
22　都市計画法施行規則第 60 条チェックリスト（参考様式第 22 号）
23　移転計画書（参考様式第 23 号）
24　暴力団員等に該当しない旨の誓約書（参考様式第 24 号）
25　開発不適区域等チェックリスト（参考様式第 25 号）

参考様式第１号

開発事業事前協議書

年　　月　　日

つくば市長　　宛

開発事業者
住　所

氏　名

都市計画法に基づく開発許可等の手引き５－１－１の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

１　開発事業の土地の所在　つくば市
２　開発事業の土地の面積　公　　簿　　㎡
　　実　　測　　㎡
３　開発事業の目的
４　開発事業の建築物　高さ　　m　　構造
　　地上　　階、地下　　階　　延床面積　　㎡

５　工事着手予定年月日　　年　　月　　日
６　工事完了予定年月日　　年　　月　　日

添付書類　事業計画書（設計説明書）
　　位置図・公図の写し
　　開発区域の土地明細表・関係権利者の同意書写し
　　土地利用計画図・給排水画図
　　建築平面図・建築立面図

代理人及び担当者
電話番号

参考様式第２号

開発区域の土地明細表

所在及び地番	地目		地積（㎡）		所有権者	備考
	公簿	現況	公簿	実測		
合　　計						

参考様式第３号

お　知　ら　せ

次のとおり開発事業を予定しているので、都市計画法に基づく開発許可等の手引き５－１－２の規定に基づき公開します。

年　　月　　日

記

開発事業者	住所 氏名
開発事業の区域及び面積	つくば市 面　積　　㎡
開発事業の目的	
予定建築物の概要	
工期	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
問合せ先	住　所 氏　名 電話番号
備考	

注）おおむね縦90ｃｍ横90ｃｍ以上の大きさとする。

参考様式第４号

住民説明会開催報告書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

開発事業者

住　所

氏　名

つくば市　　番　　㎡において計画している　　の開発事業について、都市計画法に基づく開発許可等の手引き５－１－２の規定に基づき住民説明会を開催したので報告します。

記

開催年月日	
開 催 場 所	
出　席　者	
説明の概要	
意　見　等	

参考様式第５号

住　民　協　議　報　告　書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

開発事業者
住　所

氏　名

つくば市　　番　　㎡において計画している　　の開発事業について、都市計画法に基づく開発許可等の手引き５－１－２の規定に基づき住民協議を行いましたので結果を報告します。

記

協議の相手（住所氏名）	利害関係の種別	協議の内容	協議の結果

参考様式第６号

公共公益施設管理者との協議・同意等の結果申出書

公共公益施設の種類	新設 既設	概要	管理者	用地の帰属	同意（相手方） 協議（相手方）

備考

１　「公共公益施設の種類」は、道路、公園等の公共公益施設の種類を記入する。

２　「新設・既設」は、新たに設置される公共公益施設か既存の公共公益施設かを記入する。

３　「概要」は、寸法、延長、面積等を記入する。既存施設の廃止の場合は廃止と記入する。

４　「同意・協議」は、同意済み、協議済みの区別と同意・協議の相手方の名称を記入する。

参考様式第７号

事業計画説明書（開発行為の特例協議）

<table>
<tr><td>事業者の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>開発行為等の所在</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>開発行為等を行う理由・目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">予定建築物の用途・規模</td><td>用途</td><td></td></tr>
<tr><td>構造・高さ・面積</td><td>造　階建、高さ　　ｍ、床面積　　㎡</td></tr>
<tr><td>開発行為等の予定地の選定理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>上位計画等の位置付け</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>議会・審議会等の審査状況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>根拠法令・関係法令等の調整状況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">立地基準等に適合する旨の申出</td><td colspan="2">□市街化区域（用途地域：　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">□市街化調整区域（都市計画法第34条第　　号に該当）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（理由）</td></tr>
</table>

備考

1　市街化調整区域の開発行為等の場合は、「開発行為等を行う理由・目的」、「開発行為等の予定地の選定理由」、「上位計画等の位置付け」等の記載事項が、「立地基準等に適合する旨の申出」と整合するよう注意すること。

2　市街化区域の開発行為等の場合は、「予定建築物の用途・規模」が、市街化区域の用途地域に適合するか判断できるよう注意すること。

参考様式第８号

設計説明書（開発行為の特例協議）

開発行為等の所在		
設計の方針	工区計画	工区　　㎡、　工区　　㎡ 工区　　㎡、　工区　　㎡
	基本的方針	

開発区域の現況	区域区分	市街化区域　　市街化調整区域　　その他の区域				
	用途地域					
	その他の区域等					
	地目	宅地	農地	山林	その他	計
	面積㎡					
	比率％					

土地利用計画	用途	宅地用地		公共・公益施設用地				
		宅地	その他	道路	公園（緑地等）	調整池	汚水処理施設	その他
	面積㎡							
	比率％							

公共施設整備計画	開発区域内の公共施設	区分	施設概要	設計方針
		道路		
		公園・広場・緑地		
		排水施設		
		給水施設	（公営、簡易、専用）水道、 井戸（試験結果 水質－可、不可、 量－十分、少ない）	
	上記以外の公共施設	取付道路（待避所）		
		消防施設		

参考様式第９号

開発事業工事休止届出書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

開発事業者

住　所

氏　名

下記の開発事業に係る工事を休止しますので、都市計画法に基づく開発許可等の手引き５－６－１の規定に基づき届け出ます。

記

１　開発事業の区域

２　開発事業の許可番号

年　　月　　日　　第　　号

３　休止する日

年　　月　　日　　（再開予定の日　　年　　月　　日）

４　災害防止等の措置

５　その　　の　　他

受付印

参考様式第10号

公共公益施設工事完了（中間）届出書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

開発事業者

住　所

氏　名

下記の開発事業に係る公共公益施設工事について、完了（　　工事完了）しましたので、都市計画法に基づく開発許可等の手引き５－６－２の規定に基づき届け出ます。

記

１　開発事業の区域

２　開発事業の許可番号

年　　月　　日　　第　　号

３　工事の完了（　　工事完了）

年　　月　　日

受　付　印

参考様式第 11 号

公共公益施設工事完了（中間）検査合格通知書

第　　号

年　　月　　日

開発事業者

住　所

氏　名　　様

つくば市長　　㊞

　　年　　月　　日付けで申請のあったつくば市　　番　　㎡における開発事業に係る公共公益施設工事の完了（中間）検査を実施したのでその結果を下記のとおり通知します。

記

１　検査年月日

年　　月　　日

２　検査事項

３　結果

参考様式第 12 号

無　償　譲　渡　書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

開発事業者

住　所

氏　名　　㊞

つくば市　　番　　外　　筆　　㎡において私（当社）が実施した　　の開発事業に伴い設置した物件を下記のとおりつくば市に無償で譲渡します。

記

１　物件の表示

２　添付書類

（帰属・寄附等）

位置図・案内図・登記承諾書・印鑑証明書・土地登記簿謄本・公図の写し・確定測量図・資格証明書（法人）

（移管）

各種台帳作成に必要な書類

管理台帳・取扱説明書・その他管理に必要な書類（　　）

参考様式第 13 号

登記承諾書兼登記原因証明情報

下記記載の土地を　　敷地として　　年　月　日つくば市へ都市計画法第 40 条第２項の規定により帰属いたしました。

ついては、この土地に対し所轄登記所へ所有権移転登記を嘱託することを承諾します。 よって、同日付で所有権は、つくば市に移転しました。

年　月　日

登 記 義 務 者

住　所

氏　名　　㊞

つくば市長　　宛

記

所　在	地　番	地　目	地　籍　㎡	備　考

参考様式第 14 号

都市計画法第 43 条第 1 項許可の軽微な変更協議書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

申請者 住　所

氏　名

都市計画法第 43 条第 1 項の許可について、下記のとおり変更が必要なので協議します。

記

変更の概要	1　許　可　番　号	年　　月　　日　　第　　号	
	2　申　　請　　地		
	3　建 築 物 の 用 途		
	4　建 築 物 の 概 要	延べ床面積	変更後　　㎡ 変更前　　㎡
		構造、階数	変更後 変更前
	5　許 可 該 当 条 号		
	6　変更理由及び内容		

受　付　印

備考

1　添付書類：既許可書、変更前、変更後の配置、平面、立面図等、その他

2　提出部数は２部

参考様式第15号

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

報告者　　住　所

氏　名

都市計画法第80条第1項の規定に基づく報告書

下記の（開発・建築）許可に関して都市計画法第80条第1項に基づき報告を求められたことについて報告します。

記

許可年月日 許可番号	年　　月　　日 第　　号
所在	つくば市
地目面積	㎡
（予定）建築物等の用途	
報告概要	

受付印

参考様式第 16 号

環境景観整備計画承認申請書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

開発事業者

住　所

氏　名

都市計画法に基づく開発許可等の手引き５－１－４の規定に基づき、環境景観整備計画を別添のとおり定めたので、承認を申請します。

受　付　印

参考様式第 17 号

環境景観整備計画変更承認申請書

年　　月　　日

つくば市長　　宛て

開発事業者

住　所

氏　名

都市計画法に基づく開発許可等の手引き５－１－４の規定に基づき、　年　月　日付けで承認のあった環境景観整備計画を別添のとおり変更したいので、承認を申請します。

受　付　印

参考様式第 18 号

環境景観整備計画書

工場、研究所、倉庫の名称	
代　表　者　の　氏　名	
所　　在　　地	
資 料 作 成 責 任 者	
連 絡 先 電 話 番 号	
提　出　年　月　日	

参考様式第 18 号

1　整備方針

2　外壁の後退

後　退　距　離	（1）　　から　　m （2）　　から　　m （3）　　から　　m （4）　　から　　m （5）　　から　　m

3　建築制限

建　ぺ　い　率	建築面積の合計 ／ 土地の面積 × １００ ＝　　％
容　　積　　率	建築延べ床面積の合計 ／ 土地の面積 × １００ ＝　　％
高　　さ	最　高　　m

参考様式第18号

4　建築物（　　）　　（各棟毎）

規　　模	建築面積　　㎡　建築延べ床面積　　㎡ 最高高さ　　m　　階	
外壁及び屋根の材料又は仕上げ	外　壁	
	屋　根	
外壁及び屋根の色　　彩	外　壁	
	屋　根	
窓枠の色彩		
建築物の屋上部分	種　類	階段室・昇降機塔・装飾塔・物見塔・屋窓 その他（　　）・なし
	規　模	
屋上に設ける建築設備	種　類	電気設備　　基・冷暖房設備　　基・換気設備　　基 空調設備　　基・給水設備　　基・排煙設備　　基 その他（　　）・なし
	規　模	
	色　彩	
	目かくし	（方法、規模、材質、色彩等を具体的に記載すること）
道路又は隣接土地から見える配電管等の建築設備	種　類	配電管・風道・煙突煙道・給水管・配水管 その他（　　）・なし
	位　置	全体配置図・立面図等に※印を付した部分
	色　彩	
屋上に設ける施設・設備	種　類	手すり・柵・ＴＶアンテナ　　基・避雷針　　基 ヘリポート・その他（　　）・なし
添付書類	平面図・立面図	

参考様式第 18 号

5　工作物

位　　置	
規　　模	
材　　質	
色　　彩	
そ　の　他	
添　付　書　類	立面図

6　出入口

位　　置		設置数　　ヶ所
幅　　員	m（車道　　m　歩道　　m）植栽帯　　m	
	m（車道　　m　歩道　　m）植栽帯　　m	
※幅員が 9 m を超える理由		

7　門

位　　置	
規　　模	
材　　質	
色　　彩	
添　付　書　類	立面図（正面）

参考様式第18号

8　塀等

設置の有無	有（位置：　　）無
設置する理由	（根拠法令等）
種類	塀（　　）・柵・ネットフェンス・垣・その他（　　）
規模	高さ　　m　　総延長　　m
材質	
色彩	
景観への配慮	（具体的に）
添付書類	詳細図

9　駐車場

位置	面積　　㎡	
収容台数	合計　　台（業務用　台・来客用　台・従業員用　台）	
目かくし	マウンド	道路地盤から　　m　～　　m 駐車場地盤から　　m　～　　m
	植栽樹高	低木　　m　～　　m
植樹帯	幅員	m
	樹種	
浸透性舗装材	アスファルトコンクリート舗装・セメントコンクリート舗装 その他（　　）	
添付書類	舗装構造図	

10　電線、電話線

地下埋設の状況	全て地下埋設 一部架空あり　（　　）

参考様式第18号

11　浸透性雨水排水施設

設　置　位　置	
処理対象面積	屋根　　㎡　　駐車場　　㎡ 土地面積に対する割合　　％
透水管の材質	有孔塩ビ管・有孔ヒューム管・透水コンクリート管 その他（　　）
添　付　書　類	配置図　構造図

12　屋外貯蔵

屋外貯蔵の有無	有（　　）無

13　緑化

緑　化　率	緑地面積 ――――――　×　１００　＝　　％ 土地面積
植　栽　時　期	年　月　日　～　　年　月　日
維　持　管　理	自社・委託
空地の管理	植栽（地被類等） その他（　　）

14　土地利用（最終）

区　分	生産施設用地	公害防止施設用地	事務所等用地	駐車施設用地
面　積	㎡	㎡	㎡	㎡
比　率	％	％	％	％
区　分	緑　地	空　地	その他（道路等）	計
面　積	㎡	㎡	㎡	㎡
比　率	％	％	％	％

参考様式第 19 号

自己用住宅を建築する理由書

１．申請者氏名（ふりがな）　　年令　　才

２．現住所　　（ＴＥＬ　　）

３．職　業　　勤務先名

４．勤務先の所在地　　（ＴＥＬ　　）

５．現在の住宅の状況

自宅（同居）　借家　公営住宅　社宅　寮　その他

６．現在の住宅の所有者

住　所

氏　名

７．現在の家族の状況（年令、性別、続柄、職業・学校等）

８．自己用住宅を建築する理由

上記のとおり相違ありません。

申請者氏名

※　３、４の欄は、 世帯主の職業等を記入すること。
※　６の欄は、 入居契約書の写し等を添付することにより省略することができる。

参考様式第20号

法第34条第１・９号に該当する店舗等を建築する旨の申立書

建築場所	
店舗名	店舗主氏名 年　　令　　才
業務内容（該当するものを○で囲むこと） １．販売　　２．修理　　３．加工　　４．サービス　　５．その他	
販売等品目	
設備概要	
主な取引先名又は購入先名	
従業員予定数　　人	開店予定年月日　　年　　月　　日
周辺（半径500ｍ以内）の住宅の戸数（調整区域に限る）　　戸	周辺の集落の名称
※上記の範囲内に同様の店舗があるか　　１．ある（　　ケ所）　　２．なし	
申請建物の店舗の床面積　　㎡	その他の床面積　　㎡
申請者の現在の職業（具体的に記載のこと）	
現在の勤務先所在地及び勤務先名 ＴＥＬ．	
備考	

注　※印の欄は法第34条第９号に該当する店舗の場合記入すること。

主な取引先の住所
氏名

上記の通り相違ありません。
申請者住所
氏名

添付書類
１．資格を要する業種については免許書の写又は資格を証明するもの
２．主な取引先との特約書の写
３．住宅を含む場合には自己用住宅を建築する理由書
４．その他特に指示するもの

参考様式第 21 号

都市計画法第29条、第43条チェックリスト

申請者氏名	申請地	連絡先
	つくば市	会社名： 担当：　　TEL：

下水道整備課（　　月　　日）　　担当（　　）

下水道認可区域	内　・　外
施行状況（前面道路本管）	整備済　・　整備中　・　未整備
使用開始区域	内　・　外
認可区域外放流同意	済　・　未　・　申請中　・　不要
公共下水道放流	可　・　不可　・　協議
備考：	

道路管理課（　　月　　日）　　担当（　　）

（　側）国道・県道・市道（　－　号線）、幅員　m（現況幅員）	
（　側）国道・県道・市道（　－　号線）、幅員　m（現況幅員）	
（　側）国道・県道・市道（　－　号線）、幅員　m（現況幅員）	
（　側）開発行為による道路　幅員　m(現況幅員)、幅員　m（公図上幅員）	
（　側）私道（　　）　幅員　m(現況幅員)、幅員　m（公図上幅員）	
道路法第２４条	済　・　未　・　申請中　・　不要
道路法第３２条	済　・　未　・　申請中　・　不要
水路占用	済　・　未　・　申請中　・　不要
備考：	

参考様式第 22 号

都市計画法施行規則第６０条チェックリスト

申請者氏名	申請地	連絡先
	つくば市	会社名： 担当：　　TEL：

道路管理課（　　月　　日）　　担当（　　）

（　側）国道 ・ 県道 ・ 市道	（　　－　　号線）、	幅員　　ｍ（現況幅員）		
（　側）国道 ・ 県道 ・ 市道	（　　－　　号線）、	幅員　　ｍ（現況幅員）		
（　側）国道 ・ 県道 ・ 市道	（　　－　　号線）、	幅員　　ｍ（現況幅員）		
（　側）開発行為による道路	幅員　　ｍ(現況幅員)、	幅員　　ｍ（公図上幅員）		
（　側）私道（　　）	幅員　　ｍ(現況幅員)、	幅員　　ｍ（公図上幅員）		
道路法第２４条	済 ・ 未 ・ 申請中 ・ 不要			
道路法第３２条	済 ・ 未 ・ 申請中 ・ 不要			
水路占用	済 ・ 未 ・ 申請中 ・ 不要			
備考：				

参考様式第 23 号

移転計画書

都市計画法第 34 条第８号の２に規定する市街化調整区域のうち開発不適区域に存する建築物等及びこれに代わるべき建築物等について、次のとおり申告します。なお、申告の内容に変更が生じた場合には、その理由を添えて直ちに変更内容を申告します。

		従前建築物等	代替建築物等
建築物等の概要	所在地		
	開発不適区域の種類		
	用途		
	規模		
	構造		
建築物等の所有権を有する者	住所		
	氏名		
工事予定時期	着手予定年月日	（除却） 年　月　日	（建築・建設） 年　月　日
	完了予定年月日	（除却） 年　月　日	（建築・建設） 年　月　日

備考　代替建築物等の「建築物等の所有権を有する者」の欄については、当該代替建築物等の所有権を有することとなる者の住所及び氏名を記載すること。

参考様式第24号

暴力団員等に該当しない旨の誓約書

年　　月　　日

つくば市長　　あて

許可申請者

住　所

申請者

私は、下記の事項について誓約します。

また、つくば市長が必要と認める場合には、　　警察署長に照会することについて承諾します。

記

１　次のいずれにも該当する者ではありません。

１）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

２）法人であって、その役員のうちに１）に該当する者があるもの

３）暴力団員等がその事業活動を支配する者

参考様式第 25 号

開発不適区域等チェックリスト

申請地	申請者	用途

建築基準法第 39 条第１項の災害危険区域	区域内　・　区域外
地すべり等防止法第３条第１項の地すべり防止区域（令和５年 10 月１日時点指定なし）	区域内　・　区域外
急傾斜地崩壊危険区域	区域内　・　区域外
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項の土砂災害警戒区域	区域内　・　区域外
特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第１項の浸水被害防止区域（令和５年 10 月１日時点指定なし）	区域内　・　区域外
水防法第 15 条第１項第４号の浸水想定区域のうち、浸水深が一定（3.0m）以上の区域	区域内　・　区域外
溢水、湛水、津波、高潮等による発生のおそれのある土地の区域（家屋倒壊等氾濫想定区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険個所、地すべり危険個所）	区域内　・　区域外

・申請区域が以上の区域内に該当する場合の安全上及び避難上の対策

例）・避難所への確実な避難が可能か（マイタイムライン、避難経路図の添付）
　・浸水深が一定以上の場合、居室の高床化や地盤面の嵩上げ、２階建てとする等の
　安全上及び避難上の対策

「添付書類一覧表」

開発行為許可申請書類一覧表（法第 29 条第１項）

＜都市計画法第 34 条各号開発許可申請書添付書類等一覧表＞

第１号　公益上必要な建築物

第１号　日常生活に必要な店舗等

第２号　鉱物資源・観光資源

第４号　農林漁業用施設

第７号　密接関連施設

第８号　火薬庫

第９号　ガソリンスタンド・ドライブイン

第 10 号　地区計画区域内

第 11 号・第 12 号　第６条第１項第１号　区域指定自己用住宅

第 11 号　区域指定・店舗・事務所等

第 11 号　区域指定・その他もの

第 12 号　第６条第１項第２号・第３号 既存集落・小規模既存集落

第 12 号　第６条第１項第４号　世帯分離

第 12 号　第６条第１項第５号　住宅敷地拡張

第 12 号　第６条第１項第７号　公共移転

第 14 号　包括承認基準３ 大規模流通業務施設

第 14 号　包括承認基準４　２特に該当しない運動レジャー施設等の付属施設

第 14 号　包括承認基準５ 小規模作業所・事務所

＜都市計画法第 43 条建築許可申請書添付書類等一覧表＞

第１号　公益上必要な建築物

第１号　日常生活に必要な店舗等

第２号　鉱物資源・観光資源

第４号　農林漁業用施設

第７号　密接関連施設

第８号　火薬庫

第９号　ガソリンスタンド・ドライブイン

第 10 号　地区計画区域内

第 11 号・第 12 号第６条第１項第１号　区域指定自己用住宅

第 11 号　区域指定・店舗・事務所等

第 11 号　区域指定・その他もの

第 12 号　第８条第２号・第３号 既存集落・小規模既存集落

第 12 号　第８条第４号　世帯分離

第 12 号　第８条第５号　住宅敷地拡張

第 12 号　第８条第６号　道路位置指定区域内住宅

第 12 号　第６条第７号　公共移転

第 14 号　包括承認基準１　一身専属的許可住宅の譲渡等

第 14 号　包括承認基準３　大規模流通業務施設

第 14 号　包括承認基準４　２特に該当しない運動レジャー施設等の付属施設

第 14 号　包括承認基準５　小規模作業所・事務所

第 14 号　包括承認基準９　線引日前から宅地である土地における自己用住宅の建築許可の取扱いについて

都市計画法第 37 条工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建設承認申請書添付書類等一覧表（制限解除）

都市計画法第 42 条予定建築物等以外の建築等の許可申請書添付書類等一覧表

都市計画法施行規則第 60 条証明添付書類一覧表

開発行為許可申請書類一覧表（法第29条第１項）

必要書類		記載すべき事項及び証する書類
1	開発行為許可申請書（別記様式第２）	
2	委任状（第三者に手続きを委任する場合）	住所、氏名、電話番号、法人の場合は担当者名を記入
3	設計説明書（市様式第４号）（自己の居住用は不要）	設計方針（工区、造成・給排水・消防水利等工事計画の整備概要、土地利用計画、公共公益施設整備方針）
4	関係公共施設管理者の開発行為同意書　（つくば市）（市様式第３号）	
5	同　　上　（土木事務所、土地改良区等）	
6	新たに設置される公共施設の管理者等に関する調書（市様式第５号）	施設の種類、概要、管理者、帰属事項の有無
7	従前の公共施設公共施設の管理者等に関する調書（市様式第６号）	同　上
8	公共公益施設管理者等との協議書（参考様式第６号）	
イ	公共施設の管理者	
ロ	義務教育施設設置義務者（20ha 以上）	
ハ	水道事業者（20ha 以上）	
9	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）（市様式第７号）	所有者、抵当権者等の同意
10	開発区域の土地明細表（参考様式第２号）	土地の所在地、地番、地目、地積、所有者
11	開発区域の登記事項証明書	
12	資金計画書（別記様式第３）	年度別計画、残高証明、融資証明、工事見積書
13	設計者の資格に関する申告書（市様式第８号）（1.0ha 以上の場合）	資格証明書又は卒業証明書等
14	申請者の資力及び信用に関する申告書（市様式第１号）（自己用で1.0ha 未満の場合は不要）	住民票抄本（個人の場合）、会社登記謄本・定款（法人の場合） 事業経歴書・納税証明書・財務諸表等 暴力団員等に該当しない旨の誓約書（参考様式第24号）
15	工事施工者の工事施行能力に関する申告書（市様式第２号）（自己用で1.0ha 未満の場合は不要）	会社登記謄本・定款・事業経歴書・建設業許可書の写し等
16	その他必要な書類	
イ	公共水路及び排水路に流入する場合は流入同意書等	
ロ	出入口、進入路、流末等、工事許可（占用）の写	
ハ	住民説明会開催報告書（参考様式第４号）	
ニ	住民協議報告書（参考様式第５号）	
A	開発区域位置図　（都市計画図カラー）	縮尺・方位
B	開発区域区域図　（住宅地図）	縮尺・方位
C	開発区域土地の公図の写し	転写場所、日付、転写者氏名、押印、方位、縮尺
D	地積測量図	
E	設計図（設計図は、すべて設計者の氏名、押印）	
イ	現況図　（1/1,000 程度、土地利用計画図と兼用可）	地形、開発区域の境界、開発区域内及び周辺の公共施設、等高線（間隔２m）
ロ	土地利用計画図　（1/1,000 程度）	開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
ハ	造成計画平面図　（1/1,000 程度）	開発区域の境界、切土・盛土部分、がけ、擁壁の位置、道路の位置、形状、巾員、勾配
ニ	造成計画断面図　（1/1,000 程度、高低差の著しい箇所）	切土又は盛土をする前後の地盤面
ホ	排水施設計画平面図　（1/500 程度）	排水区域界、排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり、寸法、勾配、水の流れの方向、放流先の位置・名称
ヘ	給水施設計画平面図　（1/500 程度、排水施設計画平面図と兼用可）	給水施設の位置、形状、内のり寸法、消火栓又は貯水槽の位置
ト	がけの断面図　　（1/50 程度、切土２m超、盛土１m超）	がけの高さ・勾配・土質、切土又は盛土以前の地盤面、がけ面保護の方法
チ	擁壁の断面図	擁壁の寸法・勾配、擁壁材料の種類・寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置・寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎杭の位置・材料・寸法
リ	予定建築物の平面図・立面図	

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第1号公益上必要な建築物）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入（13,000円）
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	設計説明書　＜市様式第４号＞	
5	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
6	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
7	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
8	事業計画書	事業概要（業種、事業所名称、定員、営業時間、提供サービス）
		雇用計画
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）　＜別記様式第３＞
9	申請地の土地の登記事項証明書	
10	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）
11	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
12	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
13	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
14	案内図	都市計画図（白図）：縮尺・方位を記入
15	連たん図	住宅地図（縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印） 建物敷地間距離記入及び連たん戸数は住宅に番号を記入
16	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
17	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
18	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
	状況に応じて必要な書類	社会福祉法第２条施設の場合、照会用図書２部（７・12・13・14・17の書類等） 医療法施設の管理用住宅が必要な場合、理由書 既存施設を賃貸借契約により使用する場合は、建物賃借契約書 開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）＜参考様式第25号＞　等
19	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第1号日常生活に必要な店舗等）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入（13,000円）
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	設計説明書	＜市様式第４号＞
5	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）	＜参考様式第21号＞
6	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）	＜参考様式第25号＞
7	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
8	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
9	法第34条第１号に該当する旨の申立書	資格を要する業種については免許書の写し、　＜参考様式第20号＞ 主な取引先の住所・氏名押印及び特約書の写し
10	事業計画書	事業概要・収支内訳書（業種、店舗名称、規模、営業時間、メニュー・料金表等）
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）　＜別記様式第３＞
		雇用計画
11	申請地の土地の登記事項証明書	
12	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
13	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
14	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
15	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
16	案内図	都市計画図（白図）：縮尺・方位を記入
17	連たん図	住宅地図（縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印） 建物敷地間距離記入及び連たん戸数は住宅に番号を記入
18	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
19	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
20	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
21	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第2号鉱物資源・観光資源）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入（13,000円）
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	設計説明書　＜市様式第４号＞	
5	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
6	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
7	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
8	申請地の土地の登記事項証明書	
9	資金計画書	融資証明書、残高証明書、工事見積書　＜別記様式第３＞
10	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
11	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
12	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
13	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
14	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
15	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
16	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
17	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し　等
18	状況に応じて必要な書類	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）＜参考様式第25号＞　等
19	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

＜鉱物資源の有効な利用上必要な建築物＞

1	事業計画書	事業概要（業種、事業所名称、操業時間、製品情報、雇用計画等）
		製品に占める鉱物資源の割合及び加工工程　等
2	鉱物分布図	市街化調整区域内における原材料の算出場所及び申請地の位置関係
		上記鉱物資源の取引契約書（取引量がわかるもの）
3	鉱物に関わる他法令の許可	鉱物法、採石法、砂利採取法等

＜観光資源の有効な利用上必要な建築物＞

1	事業計画書	事業概要（業種、店舗名称、営業時間、提供品目、料金、雇用計画等）

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第4号農林漁業用施設）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入（13,000円）
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	設計説明書　＜市様式第４号＞	
5	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
6	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
7	事業計画書	事業概要（業種、施設名称、営業時間、雇用計画等）
		加工品に占める生産物の割合及び加工工程等
8	生産物分布図	申請地周辺の農林水産物の生産者がわかる住宅地図
		上記生産物の取引契約書（取引量がわかるもの）
9	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
10	申請地の土地の登記事項証明書	
11	資金計画書	融資証明書、残高証明書、工事見積書　＜別記様式第３＞
12	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
13	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
14	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
15	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
16	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
17	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
18	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
19	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
20	状況に応じて必要な書類	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）＜参考様式第25号＞　等
21	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第7号密接関連施設）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入（13,000円）
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	設計説明書　＜市様式第４号＞	
5	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
6	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
7	事業計画書	生産品目、取引計画、雇用計画、事業効率化及び将来性（移転前関連施設との比較表）
8	資金計画書	融資証明書、残高証明書、工事見積書　＜別記様式第３＞
9	既存工場からの要望書	事業の効率化及び将来性についての説明を含む
10	既存工場資料 （過去３年分）	工場概要、会社登記事項証明書、既存工場の適法性（開発許可書、建築確認概要書等）
		決算書、仕入帳、仕入元帳、当期製品製造原価の内訳、売上原価の内訳、得意先元帳等
		建物面積表（密接関連を有する事業の用に供される部分の面積）
11	関連施設資料 （過去３年分）	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款、跡地利用の計画
		決算書、仕入帳、仕入元帳、当期製品製造原価の内訳、売上原価の内訳、得意先元帳等
12	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
13	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
14	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
15	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
16	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入、既存工場との位置関係を明記
17	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
18	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置、緩衝緑地位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
19	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
20	状況に応じて必要な書類	既存工場又は関連施設が中小企業を対象とした国等の金融支援を受けた書類、 中小企業診断士作成の双方企業の経営状況・相互の関連性を示す書類　等
21	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第8号火薬庫）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入（13,000円）
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	設計説明書　＜市様式第４号＞	
5	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
6	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
7	事業計画書	事業概要（業種、施設名称、営業時間、雇用計画等）
8	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
9	申請地の土地の登記事項証明書	
10	資金計画書	融資証明書、残高証明書、工事見積書　＜別記様式第３＞
11	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
12	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
13	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
14	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
15	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
16	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
17	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
18	火薬庫見取り図	火薬庫付近の見取り図（第１種から第４種までの保安物件を朱書きし、火薬庫からの保安距離をそれぞれ記載したもの）
19	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
20	照会用図面	火薬類取締法許可見込み照会用図面２部（８・12・13・14・15・16・17・18等）
21	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第9号ガソリンスタンド・ドライブイン）

（1ha未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	設計説明書　＜市様式第４号＞	
5	関係公共施設の管理者等に関する書類	公共施設管理者等との協議・同意等の結果申出書　＜参考様式第６号＞
		関係公共施設管理者の開発行為同意書（つくば市、土木事務所等）＜市様式第３号＞
		新たに設置される公共施設の管理者等に関する調書（市様式第５号）
		従前の公共施設公共施設の管理者等に関する調書（市様式第６号）
6	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞	
7	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
8	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
9	法第34条第９号に該当する旨の申立書	資格を要する業種については免許書の写し、　＜参考様式第20号＞ 主な取引先の住所・氏名押印及び特約書の写し
10	事業計画書	事業概要・収支内訳書（業種、店舗名称、営業時間、メニュー・料金表、雇用計画等）
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）　＜別記様式第３＞
11	開発区域の土地明細書＜参考様式第２号＞・土地登記事項証明書	
12	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
13	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
14	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
15	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
16	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入、前面道路が市道の場合国道、県道までの幅員
17	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
18	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/1,000程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/1,000程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/1,000程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/1,000程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（雨水計算書、構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/1,000程度）：給水施設・消防水利の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
19	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
20	状況に応じて必要な書類	駐車場配置図（台数表及び面積根拠）、市街化区域及びインターチェンジからの距離等事前協議書の写し及び回答書、住民協議報告書　等
21	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第10号地区計画区域内）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	設計説明書（自己居住の用は不要）	
5	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
6	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由、地区計画に適合する用途を併せて記入
7	申請者の住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
8	申請地の土地の登記事項証明書	
9	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸契約書（印紙を貼る）
10	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
11	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
12	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
13	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
14	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
15	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透桝の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設・位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方面、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向、床面積の制限のある建物については関連する床面積を明記
16	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
17	状況に応じて必要な書類	垣・さくの構造図 開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）＜参考様式第25号＞　等
	自己業務の用に供する建物	事業計画書（事業概要（業種、施設名称、営業時間、提供サービス・料金、雇用計画等）
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）　＜別記様式第３＞
	その他のものの建物	事業計画書（事業概要（業種、施設名称、営業時間、提供サービス・料金、雇用計画等）
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）　＜別記様式第３＞
		申請者の資力及び信用に関する申告書＜市様式第１号＞、事業経歴書・納税証明書等
		工事施行者の工事施行能力に関する申告書＜市様式第２号＞、会社登記謄本・定款・事業経歴書・建設業許可書の写し等
18	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第11号・第12号第6条第1項第1号・区域指定自己用住宅）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入（10,000円）
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞	
6	建築する理由書	
7	住民票抄本	
8	申請地の土地の登記事項証明書	
9	土地所有権等の 取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）、 賃貸契約書（印紙を貼る）
10	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
11	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
12	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
13	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
14	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
15	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の 形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、 放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、 浸透桝の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：土地利用計画図に建物の高さを記入すれば省略可
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
16	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
17	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第11号区域指定・店舗・事務所等）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、自己用、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入（13,000円）
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	設計説明書　＜市様式第４号＞	
5	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
6	建築する理由書	
7	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
8	事業計画書	事業概要（業種、事業所名称、定員、営業時間、提供サービス）
		雇用計画
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書　＜別記様式第３＞
9	土地所有権等の取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）、賃貸契約書（印紙を貼る）
10	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
11	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
12	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
13	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
14	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
15	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（ 1/100 程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（ 1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（雨水計算書、構造図を別途添付）、水の流れる方向
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方向、建物の高さ
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、道路の名称・認定番号・幅員
16	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
17	状況に応じて必要な書類	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）＜参考様式第25号＞　等
18	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・納税証明・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第11号区域指定・その他もの）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入（90,000円）
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	設計説明書　＜市様式第４号＞	
5	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
6	建築する理由書	
7	資金計画書	融資（見込）証明書、残高証明書、工事見積書　＜別記様式第３＞
8	申請者の資力及び信用に関する申告書	住民票抄本（個人の場合）会社登記謄本・定款（法人の場合）　＜市様式第１号＞ 事業経歴書・納税証明書・財務諸表等
9	工事施行者の工事施行能力に関する申告書	会社登記謄本・定款・事業経歴書・建設業許可書の写し　＜市様式第２号＞
10	申請地の土地の登記事項証明書	
11	土地所有権等の取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）、 賃貸契約書（印紙を貼る）
12	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
13	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
14	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
15	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
16	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
17	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（雨水計算書、構造図を別途添付）、水の流れる方向
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：４方向、建物の高さ
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、道路の名称・認定番号・幅員
18	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
19	状況に応じて必要な書類	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）＜参考様式第25号＞　等
20	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・納税証明・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第12号第6条第1項第2号・第3号　既存集落・小規模既存集落）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入（10,000円）
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞	
6	自己用住宅を建築する理由書	勤務先の所在地・通勤方法・通勤時間、　＜参考様式第19号＞ 現在の住居の状況、現在の家族状況、建築する理由、土地選定理由
	現住居の状況がわかる書類（何れかを添付）	建物賃貸借契約書の写し、土地賃貸借契約書の写し、建物登記事項証明書、 土地登記事項証明書、評価証明書、位置図、平面図、配置図等
	家族の状況のわかる書類	世帯全員の住民票謄本
7	申請地の土地の登記事項証明書	
8	土地所有権等の取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）
9	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
10	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
11	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
12	案内図	都市計画図（白図、1/2,500程度）：縮尺・方位を記入
13	連たん図	住宅地図（縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印） 建物敷地間距離、経由地、連たん戸数（住宅に番号を記入）
14	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
15	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透桝の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：土地利用計画図に建物の高さを記入すれば省略可
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
16	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
17	状況に応じて必要な書類	申請者の出身要件がわかる書類（申請者の戸籍謄本、土地所有者の戸籍謄本等）、 申請者が若年者（30歳未満）で申請理由が婚約の場合、媒酌人の婚約証明書等、 ３号の場合、農振区域に囲まれていることがわかる図面
18	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・戸籍謄本・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第12号第6条第1項第4号世帯分離）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入（10,000円）
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞	
6	自己用住宅を建築する理由書	勤務先の所在地・通勤方法・通勤時間　＜参考様式第19号＞ 現在の住居の状況、現在の家族状況、建築する理由
	現住居の状況がわかる書類（何れかを添付）	建物賃貸借契約書の写し、土地賃貸借契約書の写し、建物登記事項証明書、土地登記事項証明書、評価証明書、位置図、平面図、配置図等
	母屋の状況のわかる書類	建築確認概要書、建物登記事項証明書、評価証明書等
	世帯全員の住民票謄本	現に又は過去に母屋に住んでいたことがわかる書類
7	申請地の土地の登記事項証明書	
8	土地所有権等の取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）、使用承諾書等
9	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
10	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
11	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
12	案内図	住宅地図（1/1500程度）：縮尺・方位を記入
13	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
14	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 全体図・平面図・立面図以外は兼用も可	現況図及び全体図：母屋と申請地（建築予定地）が隣接していることを示す
		造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置、申請地単独で作成
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透桝の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：土地利用計画図に建物の高さを記入すれば省略可
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
15	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
16	状況に応じて必要な書類	母屋所有者と親族関係がわかる書類（申請者の戸籍謄本、親族の戸籍謄本等）
17	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第12号第6条第1項第5号住宅敷地拡張）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入（10,000円）
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞	
6	建築する理由書	
	現住居の状況がわかる書類	建築確認概要書、開発許可書の写し等住居が適法に立地していることがわかる書類
7	住民票抄本	
8	申請地の土地の登記事項証明書	
9	土地所有権等の取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）
10	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
11	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
12	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
13	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
14	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印、拡張前後の面積を示す
15	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置、拡張部分を明記
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透桝の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：土地利用計画図に建物の高さを記入すれば省略可
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
16	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
17	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第12号第6条第1項第7号公共移転）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	設計説明書（自己の居住用は不要）　＜市様式第４号＞	
5	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
6	建築する理由書	対象となった公共事業名、建築予定の建物の用途がわかるよう記入
	移転前の建物の状態がわかる書類	建築確認概要書、建物登記事項証明書、評価証明書、平面図、立面図、床面積求積図等、事前協議で必要となった書類
	移転補償契約書	原本を添付（公共移転証明書では不可）
7	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
8	申請地の土地の登記事項証明書	
	土地所有権等の取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）
9	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
10	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
11	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
12	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
13	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
14	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等（店舗の場合）
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
15	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
16	状況に応じて必要な書類	店舗や工場等の建物については事業概要書（事業内容、営業時間、提供品目等） 開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）＜参考様式第25号＞　等
17	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第14号包括3　大規模流通業務施設）

（1ha未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	設計説明書	＜市様式第４号＞
5	関係公共施設の管理者等に関する書類	公共施設管理者等との協議・同意等の結果申出書　＜参考様式第６号＞
		関係公共施設管理者の開発行為同意書（つくば市、土木事務所等）＜市様式第３号＞
		新たに設置される公共施設の管理者等に関する調書　＜市様式第５号＞
		従前の公共施設公共施設の管理者等に関する調書　＜市様式第６号＞
6	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
7	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
8	事業計画書	事業概要（業種、施設名称、取扱い物品種類・量、雇用計画等）
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）　＜別記様式第３＞
9	開発区域の土地明細書＜参考様式第２号＞・土地登記事項証明書	
10	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
11	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
12	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
13	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
14	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
15	地積測量図	縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
16	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/1,000程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/1,000程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/1,000程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/1,000程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（雨水計算書、構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/500程度）：給水施設・消防水利の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向、車両軌跡図等
17	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
18	状況に応じて必要な書類	インターチェンジからの距離、環境景観整備計画に関する書類 事前協議書の写し及び協議表、住民説明会開催報告書、住民協議報告書　等
19	照会用図面	陸運局への照会用図面２部（７、８、９、12、13、14、15、16等）
20	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第14号包括4　2特に該当しない運動レジャー施設等の付属施設） （形の変更の場合がある場合）		
1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	設計説明書　＜市様式第４号＞	
5	関係公共施設の管理者等に関する書類	公共施設管理者等との協議・同意等の結果申出書　＜参考様式第６号＞
		関係公共施設管理者の開発行為同意書（つくば市、土木事務所等）＜市様式第３号＞
		新たに設置される公共施設の管理者等に関する調書　＜市様式第５号＞
		従前の公共施設公共施設の管理者等に関する調書　＜市様式第６号＞
6	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞	
7	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
8	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
9	事業計画書	既存施設の事業概要（業種、施設名称、営業時間、メニュー・料金表、雇用計画等）
		建築する付属施設の概要
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）　＜別記様式第３＞
10	開発区域の土地明細書＜参考様式第２号＞・土地登記事項証明書	
11	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
12	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
13	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
14	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
15	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
16	地積測量図	縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
17	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入	現況図（土地利用計画図と兼用可）：地形、開発区域の境界、開発区域内及び周辺の公共施設、等高線（間隔２ｍ）
		土地利用計画図：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置、敷地境界杭、道路の名称・認定番号・幅員
		造成計画平面図：開発区域の境界、切土・盛土部分、がけ、擁壁の位置
		造成計画断面図：切土・盛土する前後の地盤面（高低差の著しい所）
		がけ断面図：がけの高さ・勾配・土質、切土又は盛土前の地盤面、がけ面の保護方法
		擁壁の断面図：擁壁の構造、安定計算　等
		汚水・雑排水施設計画図：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（雨水計算書、構造図を別途添付）、水の流れの方向
		給水施設計画図：給水施設・消防水利の位置及び名称
		平面図：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図：４方向、建物高さ、看板等
18	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し　等
19	状況に応じて必要な書類	事前協議書の写し及び回答書、住民協議報告書　等

20	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（第14号包括5　小規模作業所・事務所）

小規模開発（開発面積1,000㎡未満、質のみの変更の場合）

1	開発行為許可申請書	正・副　＜別記様式第２＞
2	申請手数料	現金納入（13,000円）
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	建築する理由書	建築する理由、土地選定理由を併記すること
6	申請者の住民票抄本又は会社登記事項証明書、定款	
7	出身要件がわかる書類：申請者の戸籍謄本、親族の戸籍謄本等	
8	事業計画書	事業概要（業種、事業所名称、営業時間、事業内容、騒音等の有無及び対策）
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）　＜別記様式第３＞
9	申請地の土地の登記事項証明書	
10	土地所有権等の取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書
11	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）：所有者・抵当権者等の同意　＜市様式第７号＞	
12	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
13	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
14	案内図	都市計画図（白図、1/2,500程度）：縮尺・方位を記入
15	連たん図	住宅地図（縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印） 建物敷地間距離、経由地、連たん戸数（住宅に番号を記入）
16	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
17	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透桝の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、水の流れの方向 道路の名称・認定番号・幅員、事務所の場合住宅との位置関係
18	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
19	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第1号公益上必要な建築物）

1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
6	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
7	事業計画書	事業概要（業種、事業所名称、定員、営業時間、提供サービス）
		雇用計画
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）　＜別記様式第３＞
8	申請地の土地の登記事項証明書	
9	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）
10	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
11	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
12	案内図	都市計画図（白図）：縮尺・方位を記入
13	連たん図	住宅地図（縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印） 建物敷地間距離記入及び連たん戸数は住宅に番号を記入
14	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
15	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
16	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
17	状況に応じて必要な書類	社会福祉法第２条施設の場合、照会用図書２部（６・10・11・12・15の書類等） 医療法施設の管理用住宅が必要な場合、理由書 既存施設を賃貸借契約により使用する場合は、建物賃借契約書 抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書 開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）＜参考様式第25号＞　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第1号日常生活に必要な店舗等）

1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞	
6	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
7	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
8	法第34条第１号に該当する旨の申立書	資格を要する業種については免許書の写し、　＜参考様式第20号＞ 主な取引先の住所・氏名押印及び特約書の写し
9	事業計画書	事業概要・収支内訳書（業種、店舗名称、規模、営業時間、メニュー・料金表等）
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）　＜別記様式第３＞
		雇用計画
10	申請地の土地の登記事項証明書	
11	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
12	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
13	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
14	案内図	都市計画図（白図）：縮尺・方位を記入
15	連たん図	住宅地図（縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印） 建物敷地間距離記入及び連たん戸数は住宅に番号を記入
16	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
17	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
18	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
19	状況に応じて必要な書類	抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第2号鉱物資源・観光資源）

1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
6	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
7	申請地の土地の登記事項証明書	
8	資金計画書	融資証明書、残高証明書、工事見積書　＜別記様式第３＞
9	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
10	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
11	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
12	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
13	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
14	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
15	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
16	状況に応じて必要な書類	抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書 開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞　等

＜鉱物資源の有効な利用上必要な建築物＞

1	事業計画書	事業概要（業種、事業所名称、操業時間、製品情報、雇用計画等）
		製品に占める鉱物資源の割合及び加工工程等
2	鉱物分布図	市街化調整区域内における原材料の算出場所及び申請地の位置関係
		上記鉱物資源の取引契約書（取引量がわかるもの）
3	鉱物に関わる他法令の許可	鉱物法、採石法、砂利採取法等

＜観光資源の有効な利用上必要な建築物＞

1	事業計画書	事業概要（業種、店舗名称、営業時間、提供品目、料金、雇用計画等）

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条開建築許可申請書添付書類等一覧表（第4号農林漁業用施設）

1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
6	事業計画書	事業概要（業種、施設名称、営業時間、雇用計画等）
		加工品に占める生産物の割合及び加工工程等
7	生産物分布図	申請地周辺の農林水産物の生産者がわかる住宅地図
		上記生産物の取引契約書（取引量がわかるもの）
8	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
9	申請地の土地の登記事項証明書	
10	資金計画書	融資証明書、残高証明書、工事見積書　＜別記様式第３＞
11	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
12	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
13	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
14	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
15	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
16	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
17	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
18	状況に応じて必要な書類	抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書 開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）＜参考様式第25号＞　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第7号密接関連施設）

1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
6	事業計画書	生産品目、取引計画、雇用計画、事業効率化及び将来性（移転前関連施設との比較表）
7	資金計画書	融資証明書、残高証明書、工事見積書　＜別記様式第３＞
8	既存工場からの要望書	事業の効率化及び将来性についての説明を含む
9	既存工場資料 （過去３年分）	工場概要、会社登記事項証明書、既存工場の適法性（開発許可書、建築確認概要書等）
		決算書、仕入帳、仕入元帳、当期製品製造原価の内訳、売上原価の内訳、得意先元帳等
		建物面積表（密接関連を有する事業の用に供される部分の面積）
10	関連施設資料 （過去３年分）	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款、跡地利用の計画
		決算書、仕入帳、仕入元帳、当期製品製造原価の内訳、売上原価の内訳、得意先元帳等
11	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
12	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
13	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
14	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入、既存工場との位置関係を明記
15	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
16	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、 放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、 浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
17	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
18	状況に応じて必要な書類 （代表的なもの）	抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書 既存工場又は関連施設が中小企業を対象とした国等の金融支援を受けた書類 中小企業診断士作成の双方企業の経営状況・相互の関連性を示す書類　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第8号火薬庫）

1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入（13,000円）
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
6	事業計画書	事業概要（業種、施設名称、営業時間、雇用計画等）
7	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
8	申請地の土地の登記事項証明書	
9	資金計画書	融資証明書、残高証明書、工事見積書　＜別記様式第３＞
10	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
11	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
12	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
13	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
14	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
15	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
16	火薬庫見取り図	火薬庫付近の見取り図（第１種から第４種までの保安物件を朱書きし、火薬庫からの保安距離をそれぞれ記載したもの）
17	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
18	照会用図面	火薬類取締法許可見込み照会用図面２部（８・12・13・14・15・16等）
19	状況に応じて必要な書類	抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第9号ガソリンスタンド・ドライブイン）		
1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞	
6	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
7	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
8	法第34条第９号に該当する旨の申立書	資格を要する業種については免許書の写し、　＜参考様式第20号＞ 主な取引先の住所・氏名押印及び特約書の写し
9	事業計画書	事業概要・収支内訳書（業種、店舗名称、営業時間、メニュー・料金表、雇用計画等）
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）　＜別記様式第３＞
10	区域の土地明細書・土地登記事項証明書	
11	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
12	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
13	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
14	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入、前面道路が市道の場合国土、県道までの幅員
15	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
16	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、 放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、 浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/1,000程度）：給水施設・消防水利の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
17	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
18	状況に応じて必要な書類	駐車場配置図（台数表及び面積根拠）、市街化区域及びインターチェンジからの距離等 抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第10号地区計画区域内）

1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由、地区計画に適合する用途を併せて記入
6	申請者の住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
7	申請地の土地の登記事項証明書	
8	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸契約書（印紙を貼る）
9	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
10	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
11	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
12	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
13	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、 放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、 浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設・位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方面、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、道路の名称・認定番号・幅員、 水の流れの方向、床面積の制限のある建物については関連する床面積を明記
14	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
15	状況に応じて必要な書類	垣・さくの構造図、抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書 開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞　等
	住宅以外の建物の場合	事業計画書（事業概要（業種、施設名称、営業時間、提供サービス・料金、雇用計画等）
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）　＜別記様式第３＞

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第11号・第12号第8条第1号・区域指定自己用住宅）		
1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞	
6	建築する理由書	
7	住民票抄本	
8	申請地の土地の登記事項証明書	
9	土地所有権等の 取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）、 賃貸契約書（印紙を貼る）
10	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
11	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
12	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
13	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
14	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、 放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、 浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：配置図に建物の高さを記入すれば省略可
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
15	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
16	状況に応じて必要な書類	抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第11号区域指定・店舗・事務所等）		
1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	建築する理由書	
6	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
7	申請地の土地の登記事項記載証明書	
8	事業計画書	事業概要（業種、事業所名称、定員、営業時間、提供サービス）
		雇用計画
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書　＜別記様式第３＞
9	土地所有権等の 取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）、 賃貸契約書（印紙を貼る）
9	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
10	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
11	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
12	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
13	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、 放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、 浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方向、建物の高さ
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、道路の名称・認定番号・幅員
14	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
15	状況に応じて必要な書類	抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書 開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）＜参考様式第25号＞　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（区域指定・その他のもの）

1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	建築する理由書	
6	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
7	申請地の土地の登記事項記載証明書	
8	資金計画書	融資（見込）証明書、残高証明書、工事見積書　＜別記様式第３＞
9	土地所有権等の 取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）、 賃貸契約書（印紙を貼る）
10	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
11	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
12	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
13	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
14	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、 放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、 浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：４方向、建物の高さ
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、道路の名称・認定番号・幅員
15	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
16	状況に応じて必要な書類	抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書 開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）＜参考様式第25号＞　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第12号第8条第2号・第3号　既存集落・小規模既存集落）		
1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞	
6	自己用住宅を建築する理由書	勤務先の所在地・通勤方法・通勤時間、　＜参考様式第19号＞ 現在の住居の状況、現在の家族状況、建築する理由、土地選定理由
	現住居の状況がわかる書類（何れかを添付）	建物賃貸借契約書の写し、土地賃貸借契約書の写し、建物登記事項証明書、 土地登記事項証明書、評価証明書、位置図、平面図、配置図等
	家族の状況のわかる書類	世帯全員の住民票謄本
7	申請地の土地の登記事項証明書	
8	土地所有権等の取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）
9	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
10	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
11	案内図	都市計画図（白図、1/2,500程度）：縮尺・方位を記入
12	連たん図	住宅地図（縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印） 建物敷地間距離、経由地、連たん戸数（住宅に番号を記入）
13	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
14	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、 放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：配置図に建物の高さを記入すれば省略可
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
15	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
16	状況に応じて必要な書類（代表的なもの）	抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書、 申請者の出身要件がわかる書類（申請者の戸籍謄本、土地所有者の戸籍謄本等） 申請者が若年者（30歳未満）で申請理由が婚約の場合、媒酌人の婚約証明書等 ３号の場合、農振区域に囲まれていることがわかる図面

注）土地の登記事項証明書・住民票・戸籍謄本・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条開発許可申請書添付書類等一覧表（第12号第8条第4号世帯分離）

1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞	
6	自己用住宅を建築する理由書	勤務先の所在地・通勤方法・通勤時間　＜参考様式第19号＞ 現在の住居の状況、現在の家族状況、建築する理由
	現住居の状況がわかる書類（何れかを添付）	建物賃貸借契約書の写し、土地賃貸借契約書の写し、建物登記事項証明書、土地登記事項証明書、評価証明書、位置図、平面図、配置図等
	母屋の状況のわかる書類	建築確認概要書、建物登記事項証明書、評価証明書等
	世帯全員の住民票謄本	現に又は過去に母屋に住んでいたことがわかる書類
7	申請地の土地の登記事項証明書	
8	土地所有権等の取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）、使用承諾書等
9	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
10	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
11	案内図	住宅地図（1/1,500程度）：縮尺・方位を記入
12	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
13	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 全体図・平面図・立面図以外は兼用も可	現況図及び全体図：母屋と申請地（建築予定地）の敷地を示す
		造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：配置図に建物の高さを記入すれば省略可
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
14	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
15	状況に応じて必要な書類	母屋所有者と親族関係がわかる書類（申請者の戸籍謄本、親族の戸籍謄本等） 抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第12号第8条第5号住宅敷地拡張）		
1	建築許可申請書	正・副　　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　　＜参考様式第21号＞	
5	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　　＜参考様式第25号＞	
6	建築する理由書	
	現住居の状況がわかる書類	建築確認概要書、建築許可書の写し等住居が適法に立地していることがわかる書類
7	住民票抄本	
8	申請地の土地の登記事項証明書	
9	土地所有権等の取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）
10	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
11	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
12	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
13	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印、拡張前後の面積
14	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途、拡張部分を明記
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：配置図に建物の高さを記入すれば省略可
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
15	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
16	状況に応じて必要な書類	抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第12号第8条第6号　道路位置指定区域内住宅）		
1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞	
6	住宅を建築する理由書	
7	住民票抄本又は会社登記事項証明書	
8	申請地の土地の登記事項証明書	
9	土地所有権等の取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）
10	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
11	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
12	案内図	都市計画図（白図、1/2,500程度）：縮尺・方位を記入
13	連たん図	住宅地図（縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印） 建物敷地間距離、経由地、連たん戸数（住宅に番号を記入）
14	道路位置指定図の写し	
15	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
16	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：配置図に建物の高さを記入すれば省略可
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
17	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
18	状況に応じて必要な書類	抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第12号第8条第7号公共移転）		
1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	建築する理由書	対象となった公共事業名、建築予定の建物の用途がわかるよう記入
	移転前の建物の状態がわかる書類	建築確認概要書、建物登記事項証明書、評価証明書、平面図、立面図、床面積求積図等、事前協議で必要となった書類
	移転補償契約書	原本を添付（公共移転証明書では不可）
6	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
7	申請地の土地の登記事項証明書	
8	土地所有権等の取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）
9	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
10	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
11	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
12	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
13	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等（店舗の場合）
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
14	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
15	状況に応じて必要な書類（代表的なもの）	店舗や工場等の建物については事業概要書（事業内容、営業時間、提供品目等）、抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書 開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）＜参考様式第25号＞　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第14号包括1　一身専属的許可住宅の譲渡等）		
1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞	
6	自己用住宅を建築する理由書	住宅を必要とする、相当期間に渡り生活の本拠地として利用する根拠を明記　＜参考様式第19号＞
	現住居の状況がわかる書類（何れかを添付）	建物賃貸借契約書の写し、土地賃貸借契約書の写し、建物登記事項証明書、土地登記事項証明書、評価証明書、位置図、平面図、配置図等
	家族の状況のわかる書類	世帯全員の住民票謄本
7	申請地の土地の登記事項証明書	
8	土地所有権等の取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）
9	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
10	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
11	案内図	都市計画図（白図、1/2,500程度）：縮尺・方位を記入
12	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
13	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 配置図と他の図面の兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途・高さ
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（構造図を別途添付）
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、建築面積、延べ床面積、建物の構造、建物の高さ、道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
14	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
15	状況に応じて必要な書類（代表的なもの）	増改築を伴う場合は、平面図（1/100程度）、事前相談において添付を求めた書類、抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第14号包括3　大規模流通業務施設）		
1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
6	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
7	事業計画書	事業概要（業種、施設名称、取扱い物品種類・量、雇用計画等）
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）
8	区域の土地明細書＜参考様式第２号＞・土地登記事項証明書	
9	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
10	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
11	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
12	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
13	地積測量図	縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
14	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途・高さ
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、 放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、 浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/500程度）：給水施設・消防水利の位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向、車両軌跡図等
15	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
16	状況に応じて必要な書類	インターチェンジからの距離、抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書　等
17	照会用図面	陸運局への照会用図面２部（６、10、11、12、13、14等）

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第14号包括4　2特に該当しない運動レジャー施設等の付属施設）

（形の変更の場合がない場合）

1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞	
6	建築する理由書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入
7	住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
8	事業計画書	既存施設の事業概要（業種、施設名称、営業時間、メニュー・料金表、雇用計画等）
		建築する付属施設の概要
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）　＜別記様式第３＞
9	区域の土地明細書＜参考様式第２号＞・土地登記事項証明書	
10	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書（印紙を貼る）等
11	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
12	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
13	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
14	地積測量図	縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
15	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入	現況図及び全体図：施設敷地全体図及び申請敷地図
		造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途・高さ
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		給水施設計画図：給水施設・消防水利の位置及び名称
		平面図：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図：４方向、建物高さ、看板等
16	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し　等
17	状況に応じて必要な書類	抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第14号包括5　小規模作業所・事務所）

1	建築許可申請書	正・副　＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第21号＞	
5	建築する理由書	建築する理由、土地選定理由を併記すること
6	申請者の住民票抄本又は会社登記事項証明書、定款	
7	出身要件がわかる書類：申請者の戸籍謄本、親族の戸籍謄本等	
8	事業計画書	事業概要（業種、事業所名称、営業時間、事業内容、騒音等の有無及び対策）
		資金計画書（融資証明書、残高証明書、工事見積書）　＜別記様式第３＞
9	申請地の土地の登記事項証明書	
10	土地所有権等の取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）、賃貸借契約書
11	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
12	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
13	案内図	都市計画図（白図、1/2,500程度）：縮尺・方位を記入
14	連たん図	住宅地図（縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印） 建物敷地間距離、経由地、連たん戸数（住宅に番号を記入）
15	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
16	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途・高さ
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100程度）：４方向、建物高さ、看板等
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、水の流れの方向 道路の名称・認定番号・幅員、事務所の場合住宅との位置関係
17	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
18	状況に応じて必要な書類	抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書　等

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類等一覧表（第14号包括9・自己用住宅）

1	建築許可申請書	正・副	＜別記様式第９＞
2	申請手数料	現金納入(10,000円)	
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）	
4	関係公共施設の管理者等に関する書類（チェックリスト）		＜参考様式第21号＞
5	開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）		＜参考様式第25号＞
6	線引日前に住宅等の用に供する土地であることを示すもの （右のうちいずれか）	（1）	・土地の登記事項証明書 （地目を宅地として登記した日付が線引日前であることが確認でき、かつ、申請時に至るまでの間、継続して地目が宅地であることが確認できるもの） ・建物が現存しない場合は、（3）に掲げるもののうち、線引日前に住宅等の用に供されていたことが確認できるもの
		（2）	既存宅地確認台帳記載証明、又は既存宅地確認証の写し
		（3）	・線引日前から宅地として利用されてきたことが判断できる資料であって、建築計画概要書、農地転用許可書、土地及び建物の登記事項証明書、固定資産評価・公課証明書、航空写真等のうち、２点以上 ・申請時における登記の地目が宅地であることが確認できる土地の登記事項証明書又は申請時において宅地として課税されていることが確認できる固定資産税評価・公課証明書
7	建築する理由書		
8	住民票抄本		
9	申請地の土地の登記事項証明書		
10	土地所有権等の 取得状況	贈与契約書（印紙を貼る）、贈与者の印鑑証明書、売買契約書（印紙を貼る）	
11	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印	
12	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入	
13	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入	
14	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印	
15	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ	
		配置図（1/100程度）：敷地の境界、建物の位置・用途	
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）	

	平面図・立面図以外は兼用も可	雨水排水施設計画図（1/100 程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透施設の位置（構造図を別途添付）
		平面図（1/100 程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積
		立面図（1/100 程度）：配置図に建物の高さを記入すれば省略可
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、 道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
16	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法 24 条許可書の写し、道路法 32 条許可書の写し、 公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
17	地域住民との調整に関する書面（協議書等の写し）	
18	状況に応じて必要な書類	抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書　等

注）土地の登記事項証明書・住民票抄本・会社登記謄本・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法第37条工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建設承認申請書添付書類等一覧表（制限解除）		
1	申請書	正・副　　＜市様式第15号＞
2	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
3	開発行為許可証の写し	
4	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
5	土地利用計画図	
6	排水計画図	
7	防災工事施工図	周辺環境への対策（開発区域への人の立ち入り、溢水（水の流れの方向）等）
8	防災工事施工写真	図面通りの対策が現地でなされていることがわかる写真
9	工事請負契約書	印紙の貼られたものの写し
10	管理工程報告表	
11	開発行為許可標識の写真	
12	建築平面図	

注）建築制限解除の申請前に工事着手届（市様式14号）の提出が必要となる。

都市計画法第42条予定建築物等以外の建築等の許可申請書添付書類等一覧表

1	許可申請書	正・副　＜市様式第21号＞
2	申請手数料	現金納入
3	委任状	第三者に委任する場合（住所・氏名・電話番号、法人の場合担当者名を記入）
4	計画概要書	申請する理由、申請する建物概要、既存建物との関係　等
5	申請者の住民票抄本又は会社登記事項証明書及び定款	
6	申請地の土地の登記事項証明書	
7	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙を貼る）、賃貸契約書（印紙を貼る）　等
8	公図の写し	日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名押印
9	位置図	都市計画図（カラー）：縮尺・方位を記入
10	案内図	住宅地図：縮尺・方位を記入
11	地積測量図	（1/500程度）：縮尺・方位・作成者氏名を記入、押印
12	設計図 設計者氏名を記入・押印 縮尺・方位を記入 平面図・立面図以外は 兼用も可	現況図及び造成計画図（縦横断断面図）（1/100程度）：現況高さ・計画高さ
		土地利用計画図（1/100程度）：開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状・用途、公益的施設の位置
		汚水・雑排水施設計画図（1/100程度）：公共下水道等経路図、浄化槽の位置、放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、蒸発散槽の位置（浸透式は不可）
		雨水排水施設計画図（1/100程度）：放流先の位置及び名称（放流同意書を別途添付）、浸透桝の位置（市標準浸透桝４か所以上、構造図を別途添付）
		給水施設計画図（1/100程度）：給水施設・位置及び名称
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延べ床面積、レイアウト
		立面図（1/100程度）：４方面、看板等
		既存建物求積表：申請以外の建物の建築面積、床面積
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、道路の名称・認定番号・幅員、水の流れの方向
13	他法令の許可等	水路占用許可書の写し、道路法24条許可書の写し、道路法32条許可書の写し、公共下水道区域外排除承認通知書の写し等
14	状況に応じて必要な書類	申請する建物に対応する審査上必要な書類 開発不適区域等に関する書類（チェックリスト）　＜参考様式第25号＞
15	許可書受領時に開発登録簿用の図面（公図の写し・土地利用計画図）	

注）土地の登記事項証明書・住民票・公図の写し等は３か月以内のものとする。

都市計画法施行規則第６０条証明添付書類一覧表

令和6年1月1日

□ 共通事項		留意事項
□ 申請書	手数料(400円)	
□ 申請者の住民票・会社の謄本等	３ヶ月以内のもの	
□ 位置図	都市計画図 1/25,000 の写しを利用	
□ 付近見取図・案内図	住宅地図を利用	
□ 配置図	排水計画図の兼用も可(ﾚﾍﾞﾙを記入)	
□ 建築物の計画図	予定建築物の平面図・立面図	
□ 土地登記事項証明書（登記簿謄本）	３ヶ月以内のもの	
□ 公図の写し	３ヶ月以内のもの	
□ 測量図		
□ 現況図	敷地及び建築物の現況	

状況に応じて必要なもの

◇ 委任状
◇ 開発不適区域等チェックリスト（参考様式第25号）

□ 農家住宅・農業倉庫等（29－１－２）		
新築の場合	その他の場合（敷地増を伴う増改築の場合）	
□ 建築理由書	□ 建築理由書	
□ 農業を営む者の証明書	□ 農業を営む者の証明書	
□ 農業所得証明	□ 農業所得証明	
□ 耕作地明細（課税）		
□ 耕作地位置図		

状況に応じて必要なもの

◇ 農業経営計画書　◇ 農業倉庫等利用形態図　◇ 農地転用許可申請書の写し
◇ 現在地の課税証明　◇ 違反建築物等処理方針

□ 既存建築物の建替・増築（43－１）	
□ 確認申請概要書	

状況に応じて必要なもの

◇ 現在地の課税証明　◇ 旧公図　◇ 閉鎖謄本
◇ 航空写真　◇ 農地転用許可申請書の写し

□ 公益上必要な建築物（29－１－３）	
□ 事業計画書(建築物の用途･建築物の目的･補助金の有無･運営計画等)	
□ 個別法令の認可等の写し（資格書・法人定款）	

「開発行為の許可等の基準に関する条例関係」

1　つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例
2　つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則
3　つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準

１．つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例

平成 18 年 12 月 27 日
条例第 67 号
改正　平成 19 年９月 27 日条例第 35 号

（趣旨）

第１条　この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 33 条第４項並びに第 34 条第 11 号及び第 12 号並びに都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号。以下「令」という。）第 36 条第１項第３号ハの規定に基づき、市街化調整区域に係る開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地における建築物の建築等の許可の基準について必要な事項を定めるものとする。

（平 19 条例 35・一部改正）

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　既存集落　地形、地勢、地物等からみた自然的条件及び地域住民の社会生活に係る文教、交通、利便、コミュニティ、医療等の施設利用の一体性その他からみた社会的条件に照らし独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落であって、40 以上の建築物（住宅の用に供するものに限り、用途不可分の関係にある２以上の建築物にあっては、これらを一の建築物とみなす。）が 70 メートル未満の敷地間隔で連たんしているものをいう。

(2)　専用住宅　一戸建ての住宅であって、人の居住の用以外の用に供する部分がないものをいう。

(3)　自己用住宅　自己の居住の用に供する専用住宅をいう。

２　前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法及び令の例による。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第３条　法第 33 条第４項に規定する開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、次条第２項及び第３項の規定により指定する土地の区域及び第６条第１項第１号の規定により指定する土地の区域については、300 平方メートルとする。ただし、規則で定める場合については、規則で定める面積とする。

（法第 34 条第 11 号の条例で指定する土地の区域）

第４条　法第 34 条第 11 号の条例で指定する土地の区域は、第１指定区域及び第２指定区域とする。

２　第１指定区域は、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。

(1)　つくば市の市街化区域（工業専用地域を除く。）からおおむね１キロメートルの

範囲内にあること。

(2)　自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であること。

(3)　40 以上の建築物が 70 メートル未満の敷地間隔で連たんしていること。

(4)　区域内の建築物が規則で定める程度集積していること。

(5)　車道の幅員 5.5 メートル以上の道路が環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置されていること。

(6)　区域内の排水路その他の排水施設が、当該区域内の下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第１号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域にいっ水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

(7)　下水道法第９条第１項の規定による下水を排除すべき区域として公示された区域を含むこと。

(8)　道路、鉄道、河川、がけその他の地形地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより境界を定めることができること。

(9)　次に掲げる土地の区域を含まないこと。

ア　令第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の区域

イ　旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）により造成された住宅団地の土地の区域

ウ　つくば市森の里、豊里の杜一丁目及び豊里の杜二丁目の土地の区域

(10)　土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第２条第４項に規定する施行地区であってその区域の全部又は一部について同法第 98 条第１項に規定する仮換地が指定されていないものその他の規則で定める土地の区域から１キロメートルの範囲内に含まれないこと。

3　第２指定区域は、規則で定める土地の区域からおおむね１キロメートルの範囲内にあり、かつ、前項第２号から第９号までに掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。

4　市長は、前２項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、つくば市開発審査会の意見を聴かなければならない。

5　指定は、告示してしなければならない。

6　市長は、指定をしたときは、指定をした土地の区域を示した図面を一般の閲覧に供するものとする。

7　第４項から前項までの規定は、指定の解除及び指定をした土地の区域の変更について準用する。

（平 19 条例 35・一部改正）

（法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途）

第５条　法第34条第11号の条例で定める開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める建築物の用途以外の用途とする。

(1)　第１指定区域及び第２指定区域（次号及び第３号の区域を除く。）　建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第２（い）項第１号から第３号まで及び第10号に掲げる建築物（同項第４号から第９号までの建築物に附属するものを除く。）の用途

(2)　第１指定区域であって車道幅員４メートル以上の道路に接続している土地の区域　建築基準法別表第２（ろ）項第２号に掲げる建築物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の５の２第５号に掲げるものを除く。）の用途及び同項第３号に掲げる建築物（同項第１号に附属するものを除く。）の用途並びに前号に規定する建築物の用途

(3)　第２指定区域であって車道幅員４メートル以上の道路に接続している土地の区域　延べ面積が200平方メートル以下の事務所及び作業所（規則で定めるものを除く。）の用途

（平19条例35・一部改正）

（法第34条第12号の条例で定める開発行為）

第６条　法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。

(1)　集落の維持が困難となっている規則で定める土地の区域内にあり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域において、建築基準法別表第２（い）項第１号及び第10号に掲げる建築物（同項第２号から第９号までの建築物に附属するものを除く。）の建築を目的とする開発行為であって、予定建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの

ア　自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であること。

イ　第４条第２項第３号から第６号まで、第８号及び第９号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ウ　つくば市の市街化区域（工業専用地域を除く。）からおおむね１キロメートルの範囲内に含まれないこと。

(2)　既存集落内において、当該既存集落が存する市街化調整区域に係る区域区分の日前から土地を所有する者その他規則で定める者が、自己用住宅を必要とするやむを得ない理由により、当該土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

(3)　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域に囲まれていることその他の理由により市街地が無秩序

に拡大するおそれがないと認められる規則で定める規模の集落内において、当該集落が存する市街化調整区域に係る区域区分の日前に本籍又は住所を有していた者であって、当該集落内に土地を所有するもの（当該土地を取得することが確実であると認められる者を含む。）その他規則で定める者が、自己用住宅を必要とするやむを得ない理由により、当該土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

(4)　専用住宅であって、当該専用住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る区域区分の日に現に存するもの又は当該区域区分の日後に法第 29 条第１項の規定による開発行為の許可若しくは法第 43 条第１項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族（過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にしていた親族を含む。）が、当該専用住宅の敷地又は当該専用住宅の敷地に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

(5)　自己用住宅であって、当該自己用住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る区域区分の日に現に存するもの又は当該区域区分の日後に法第 29 条第１項の規定による開発行為の許可若しくは法第 43 条第１項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの改築又は増築をしようとする場合（当該改築又は増築が当該自己用住宅の敷地の拡張を伴う場合に限る。）において、当該改築又は増築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

(6)　規則で定める集落内に存する区域であって、当該集落が存する市街化調整区域に係る区域区分の日前に建築基準法第 42 条第１項第５号の規定に基づく道路の位置の指定を受けた区域内において、専用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

(7)　土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法令により土地を収用することができる事業の施行により、建築物又は第１種特定工作物（以下「建築物等」という。）を当該建築物等が存する当該事業の施行に係る区域から移転し、又は除去する必要がある場合において、当該建築物等の敷地面積と同程度の面積の敷地に、同一の用途及び同程度の規模の建築物等の建築又は建設を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

２　第４条第４項から第７項までの規定は、前項第１号の規定による土地の区域の指定について準用する。

（平 19 条例 35・一部改正）

第７条　削除

（平 19 条例 35）

（令第 36 条第１項第３号ハの条例で定める建築行為等）

第８条　令第 36 条第１項第３号ハに規定する条例で区域、目的又は用途に限り定める

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第１種特定工作物の新設（以下「建築行為等」という。）は、次に掲げる建築行為等とする。

(1)　第６条第１項第１号の規定により市長が指定した土地の区域において、建築基準法別表第２（い）項第１号及び第 10 号に掲げる建築物（同項第２号から第９号までの建築物に附属するものを除く。）の建築を目的とする建築行為等であって、予定建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの

(2)　既存集落内において、当該既存集落が存する市街化調整区域に係る区域区分の日前から土地を所有する者その他規則で定める者が、専用住宅を必要とするやむを得ない理由により、当該土地において、自己用住宅の建築を目的として行う建築行為等であって、規則で定める要件に該当するもの

(3)　農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域に囲まれていることその他の理由により市街地が無秩序に拡大するおそれがないと認められる規則で定める規模の集落内において、当該集落が存する市街化調整区域に係る区域区分の日前に本籍又は住所を有していた者であって、当該集落内に土地を所有するもの（当該土地を取得することが確実であると認められる者を含む。）その他規則で定める者が、自己用住宅を必要とするやむを得ない理由により、当該土地において、自己用住宅の建築を目的として行う建築行為等であって、規則で定める要件に該当するもの

(4)　専用住宅であって、当該専用住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る区域区分の日に現に存するもの又は当該区域区分の日後に法第 29 条第１項の規定による開発行為の許可若しくは法第 43 条第１項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族（過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にしていた親族を含む。）が、当該専用住宅の敷地又は当該専用住宅の敷地に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う建築行為等であって、規則で定める要件に該当するもの

(5)　自己用住宅であって、当該自己用住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る区域区分の日に現に存するもの又は当該区域区分の日後に法第 29 条第１項の規定による開発行為の許可若しくは法第 43 条第１項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの改築又は増築をしようとする場合（当該改築又は増築が当該自己用住宅の敷地の拡張を伴う場合に限る。）において、当該改築又は増築を目的として行う建築行為等であって、規則で定める要件に該当するもの

(6)　規則で定める集落内に存する区域であって、当該集落が存する市街化調整区域に係る区域区分の日前に建築基準法第 42 条第１項第５号の規定に基づく道路の位置の指定を受けた区域内において、専用住宅の建築を目的として行う建築行為等であって、規則で定める要件に該当するもの

(7)　土地収用法その他の法令により土地を収用することができる事業の施行により、建築物等を当該建築物等が存する当該事業の施行に係る区域から移転し、又は除去する必要がある場合において、当該建築物等の敷地面積と同程度の面積の敷地

に、同一の用途及び同程度の規模の建築物等の建築又は建設を目的として行う建築行為等であって、規則で定める要件に該当するもの

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 19 年４月１日から施行する。

（つくば市市街化調整区域における開発区域の面積の特例を定める条例の廃止）

２　つくば市市街化調整区域における開発区域の面積の特例を定める条例（平成 15 年つくば市条例第 38 号）は、廃止する。

附　則（平成 19 年条例第 35 号）

この条例は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

２．つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則

平成 19 年３月 30 日
規則第 38 号
改正　平成 19 年 11 月 12 日規則第 77 号
平成 22 年８月２日規則第 54 号
令和５年９月１日規則第 82 号

（趣旨）

第１条　この規則は、つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例（平成 18 年つくば市条例第 67 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第３条の規則で定める場合及び面積）

第２条　条例第３条の規則で定める場合及び面積は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める面積とする。

(1)　条例第４条第２項若しくは第３項又は条例第６条第１項第１号の規定により市長が指定する土地の区域内において、当該指定の日前に法令の規定に従い利用されていた建築物の敷地で土地の形質の変更をしようとする場合　当該指定の日前における建築物の敷地の面積

(2)　平成 19 年４月１日以後に分合筆等を含めた区画の変更のない土地において開発行為を行う場合であって、当該土地の区画の変更を行わないとき　おおむね 200 平方メートル

(3)　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 34 条第１号に係る開発行為を行う場合　市長がやむを得ないと認める面積

(4)　法第 34 条第 14 号に係る開発行為を行う場合　市長がやむを得ないと認める面積

(5)　条例第６条第１項第２号から第７号までに掲げる開発行為を行う場合　市長がやむを得ないと認める面積

（平 19 規則 77・平 22 規則 54・一部改正）

（条例第４条第２項第４号に規定する要件）

第３条　条例第４条第２項第４号に規定する要件は、同項第１号に該当する土地の区域にあっては当該土地の区域内の建築物の敷地面積の合計が当該土地の区域の面積のおおむね 40 パーセント以上であること、同項第１号に該当しない土地の区域にあっては当該土地の区域内の建築物の敷地面積の合計が当該土地の区域の面積の 30 パーセント以上であることとする。

（条例第４条第２項第 10 号の規則で定める土地の区域）

第４条　条例第４条第２項第 10 号の規則で定める土地の区域は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第２条第４項に規定する施行地区であってその区域の全部又は一部について同法第 98 条第１項に規定する仮換地が指定されていない土地の区域とする。

（令５規則 82・一部改正）

（条例第４条第３項の規則で定める土地の区域）

第５条　条例第４条第３項の規則で定める土地の区域は、法第８条第１項第１号に規定する第２種住居地域のうち、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人が所有する土地の区域とする。

（条例第５条第３号の規則で定めるもの）

第６条　条例第５条第３号の規則で定めるものは、次に掲げる事業を営む工場とする。ただし、第２指定区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと市長が認めるものを除く。

(1)　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第２（ぬ）項第３号(1)から(20)までに掲げる事業

(2)　建築基準法別表第２（る）項第１号(1)から(31)までに掲げる事業（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の８の３に定めるものを除く。）

（平 22 規則 54・一部改正）

（条例第６条第１項第１号の規則で定める土地の区域）

第７条　条例第６条第１項第１号の規則で定める集落の維持が困難となっている土地の区域は、直近の国勢調査の結果による小学校区の人口が、当該国勢調査が行われた年から起算して 10 年前に行われた国勢調査の結果による小学校区の人口より少ない当該小学校区の区域とする。

（条例第６条第１項第１号の規則で定める高さ）

第８条　条例第６条第１項第１号の規則で定める高さは、10 メートルとする。

（条例第６条第１項第２号の規則で定める者）

第９条　条例第６条第１項第２号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　既存集落内において、当該既存集落が存する市街化調整区域に係る区域区分の日前に土地を所有していた親族（民法（明治 29 年法律第 89 条）第 725 条に規定する親族をいう。以下同じ。）から当該区域区分の日以後に相続、贈与又は売買により当該土地を取得した者（取得することが確実であると認められる者を含む。）

(2)　既存集落内において、当該既存集落が存する市街化調整区域に係る区域区分の

日後に土地を取得した者（取得することが確実であると認められる者を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア　当該既存集落が存する市街化調整区域に係る区域区分の日前の大字の区域又はその大字の区域に隣接する大字の区域（以下「隣接大字区域」という。）内に当該区域区分の日前に本籍又は住所を有していた者

イ　当該既存集落が存するつくば市の大字の区域又は隣接大字区域内に相当期間居住していた者

ウ　アに該当する者の２親等以内の血族又は１親等の姻族

（条例第６条第１項第２号の規則で定める要件）

第１０条　条例第６条第１項第２号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1)　当該開発行為を行う者が勤務している場合にあっては、開発行為の対象となる土地（以下「予定地」という。）がその者の勤務地に通勤が可能な区域に存すること。

(2)　予定地の面積は、おおむね 200 平方メートル以上 500 平方メートル以下であること。ただし、予定地及びその周辺の土地の状況を考慮して、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(3)　自己用住宅の延べ面積は、200 平方メートル以下であること。ただし、家族数又は世帯数の状況、高齢者又は身体障害者等の同居等やむを得ない事情があると市長が認めるときは、220 平方メートル以下であること。

(4)　自己用住宅の高さは、10 メートル以下であること。

（条例第６条第１項第３号の規則で定める集落の規模等）

第１１条　条例第６条第１項第３号の規則で定める集落の規模は、市街化調整区域に係る区域区分の日前から当該市街化調整区域に存する集落内に、現に６戸以上の住宅が敷地相互間において 70 メートル未満の間隔で連たんしていることとする。

２　条例第６条第１項第３号の規則で定める者は、当該集落が存する市街化調整区域に係る区域区分の日前に本籍又は住所を有していた者の２親等以内の血族又は１親等の姻族であって、当該集落内に土地を所有するもの（当該土地を取得することが確実であると認められる者を含む。）とする。

３　前条第１項（第１号を除く。）の規定は、条例第６条第１項第３号の規則で定める要件について準用する。

（条例第６条第１項第４号の規則で定める要件）

第１２条　条例第６条第１項第４号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1)　自己用住宅の延べ面積は、おおむね 200 平方メートル以下であること。

(2)　自己用住宅の高さは、10 メートル以下であること。

(3)　当該開発行為を当該一戸建ての住宅の敷地に隣接する土地において行う場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

ア　当該開発行為を行う者又はその者と同一の世帯に属する者が当該土地を所有し、又は取得すること。

イ　予定地の面積は、おおむね 200 平方メートル以上 500 平方メートル以下であること。ただし、予定地及びその周辺の土地の状況を考慮して、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（条例第６条第１項第５号の規則で定める要件）

第１３条　条例第６条第１項第５号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1)　当該開発行為を行う者又はその者と同居している親族が当該開発行為に伴い拡張する敷地を所有し、又は取得すること。

(2)　当該開発行為後の自己用住宅の敷地面積は、おおむね 500 平方メートル以下であること。ただし、当該自己用住宅の敷地及びその周辺の土地の状況を考慮して、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（平 22 規則 54・一部改正）

（条例第６条第１項第６号の規則で定める集落等）

第１４条　条例第６条第１項第６号の規則で定める集落は、40 以上の建築物が敷地相互間において 70 メートル未満の間隔で連たんしている集落とする。

２　条例第６条第１項第６号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1)　予定地の面積は、おおむね 200 平方メートル以上であること。ただし、当該道路の位置の指定を受けた時点において予定地が区画された宅地として計画されている場合は、この限りでない。

(2)　専用住宅の高さは、10 メートル以下であること。

（条例第６条第１項第７号の規則で定める要件）

第１５条　条例第６条第１項第７号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1)　移転又は除去に係る土地がつくば市（市長がやむを得ないと認める場合は、つくば市に隣接の市）内に存すること。

(2)　移転先の土地（以下「移転先地」という。）は、原則として自然的社会的諸条件に照らし独立して一体的な日常生活圏を構成している集落内にあること。

(3)　当該開発行為の許可に係る申請が、当該事業に係る補償契約の締結の日から１年（市長がやむを得ないと認める場合にあっては、２年）以内に行われ、かつ、当

該申請に係る許可後、速やかに当該開発行為が完了する見込みのあること。

(4)　移転先の土地の面積は、移転前の土地の面積の 1.5 倍以下とすること。ただし、自己の居住の用に供する住宅（併用住宅を含む。）にあっては、移転前の土地の面積の 1.5 倍が 500 平方メートルに満たないときに限り、500 平方メートルを限度とすること。

(5)　新たに建築し、又は建設する建築物等の規模は、移転前の延べ面積の 1.5 倍以下とすること。ただし、自己の居住の用に供する住宅（併用住宅を含む。）にあっては、移転前の延べ面積の 1.5 倍が 200 平方メートルに満たないときに限り、200 平方メートルを限度とすること。

(6)　新たに建築又は建設する建築物等の高さは、従前の建築物等の高さを限度とすること。ただし、従前の建築物等の高さが 10 メートル未満の場合にあっては、10 メートルを限度とすること。

(7)　新たに建築又は建設する建築物等の階数は、従前の階数以下とすること。ただし、当該建築物等の高さが 10 メートル以下の場合は、この限りでない。

（平 19 規則 77・平 22 規則 54・一部改正）

（条例第８条第１号の規則で定める高さ）

第１６条　第８条の規定は、条例第８条第１号の規則で定める高さについて準用する。

（平 22 規則 54・一部改正）

（条例第８条第２号の規則で定める者等）

第１７条　第９条の規定は、条例第８条第２号の規則で定める者について準用する。

２　第 10 条の規定は、条例第８条第２号の規則で定める要件について準用する。

（平 22 規則 54・一部改正）

（条例第８条第３号の規則で定める集落の規模等）

第１８条　第 11 条第１項の規定は、条例第８条第３号の規則で定める集落の規模について準用する。

２　第 11 条第２項の規定は、条例第８条第３号の規則で定める者について準用する。

３　第 10 条（第１号を除く。）の規定は、条例第８条第３号の規則で定める要件について準用する。

（平 22 規則 54・一部改正）

（条例第８条第４号の規則で定める要件）

第１９条　第 12 条の規定は、条例第８条第４号の規則で定める要件について準用する。

（平 22 規則 54・一部改正）

（条例第８条第５号の規則で定める要件）

第２０条　第13条の規定は、条例第８条第５号の規則で定める要件について準用する。

（平22規則54・一部改正）

（条例第８条第６号の規則で定める集落）

第２１条　第 14 条第１項の規定は、条例第８条第６号の規則で定める集落について準用する。

（平22規則54・一部改正）

（条例第８条第６号の規則で定める要件）

第２２条　第 14 条第２項の規定は、条例第８条第６号の規則で定める要件について準用する。

（平22規則54・一部改正）

（条例第８条第７号の規則で定める要件）

第２３条　第15条の規定は、条例第８条第７号の規則で定める要件について準用する。

（平22規則54・一部改正）

附　則

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年規則第77号）

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附　則（平成22年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年規則第82号）

この規則は、公布の日から施行する。

３．つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準

（趣旨）

第１　この運用基準は、つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例（平成 18 年つくば市条例第 67 号。以下「条例」という。）及び条例施行規則（平成 19 年つくば市規則第 38 号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（敷地面積の最低限度の適用範囲）

第２　条例第４条第２項、第３項及び条例第６条第１項第１号の規定により、市長が指定する土地の区域（以下、「区域指定対象集落」という。）において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 42 条第１項又は第 43 条第１項の規定による許可を受ける建築物の敷地については、条例第３条の規定を準用する。

（規則第２条第２号中「おおむね 200 平方メートル」）

第２の２　規則第２条第２号中「おおむね 200 平方メートル」とは、190 平方メートルとする。

（条例第４条第２項第２号に掲げる自然的社会的諸条件の要件）

第３　条例第４条第２項第２号中「自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している」ことの要件は、次の各号によるものとする。

(1)　自然的条件については河川、山林、高速道路等が存し、かつ、明らかに日常生活圏が分断されていないこと。

(2)　社会的条件については、同一の字、町内会組織、小学校区等の生活圏単位のほか、住民の日常生活に密接に関連する次に掲げる施設の利用形態の共通性等に照らし総合的に判断すること。

ア　日用品店舗、サービス店舗等の生活利便施設

イ　児童公園、地区集会所、郵便局等の公益的施設

ウ　鉄道、バス、道路等の利用交通施設

（条例第４条第２項第３号に掲げる 40 以上の建築物が連たんしている要件）

第４　条例第４条第２項第３号中「40 以上の建築物が 70 メートル未満の敷地間隔で連たんしている」地域の要件は、次の各号によるものとする。

(1)　「建築物」には、専用住宅以外の用途に供する建築物を含めることができるものとする。ただし、同一敷地内に存する付属建築物については連たんの数に含めないものとする。

(2)　市街化区域に存する建築物への連たんは認めない。

(3)　他市町村に存する建築物への連たんは認めない。

（規則第３条に規定する土地の区域について）

第４の２　規則第３条中「おおむね 40 パーセント以上」とは、36 パーセント以上とする。

なお、区域内の建築物敷地面積の割合の算出に当たり、道路及び水路部分は当該区域面積に含めないものとする。

（条例第４条第２項第８号で規定する境界で定める区域指定対象集落に関する要件）

第５　第２の区域指定対象集落とは、条例第４条第２項第８号で規定する境界（以下、「区域指定対象集落界」という。）で定めることができるものとし、その区域指定対象集落界は、建築物の敷地として適当でない湿地、斜面緑地及びがけ（おおむね５メートル以上の高低差をいう。）等を区域指定対象集落から除外した上で、現地で確認できる筆界等で設定するものとする。また、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域についても、条例第４条第２項第８号で規定する地形地物等と同様の取扱いとする。

（街区に関する要件）

第６　街区とは、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等の筆界によって区画された最小の土地の区域であり、区域指定対象集落は街区によって構成される。

２　区域指定対象集落の外周部における街区（以下「縁辺街区」という。）は、次の各号のいずれにも該当すること。ただし、区域指定対象集落界に点で接する街区は、縁辺街区とはみなさない。

(1)　縁辺街区内の建築物の敷地面積の合計は、当該街区面積の 30 パーセント以上でなければならない。ただし、30 パーセントに満たない場合でも、当該街区界辺長の全長に対して、おおむね 80 パーセント以上の辺長が区域指定対象集落の街区界及び市街化区域界に接する場合は、縁辺街区とみなすことができる。なお、「おおむね 80 パーセント以上」とは、72 パーセント以上とする。

(2)　縁辺街区は、少なくとも一の辺が原則として幅員４メートル以上の道路に接していなければならない。

（条例第４条第５項の規定に基づき市長が告示した土地の区域において建築行為を行う場合の要件）

第７　条例第４条第５項の規定に基づき市長が告示した土地の区域において建築行為を行う場合の汚水については、敷地外に放流が可能で、その旨の同意等があること。ただし、専用住宅は除く。

（指定の見直しの時期）

第８　条例第４条第７項で規定する指定した土地の区域の見直しの時期については、法第６条に規定する都市計画に関する基礎調査などにより、土地の区域の指定に明らかな不整合が生じた場合とする。

（条例第５条に掲げる予定建築物等の高さ）
第９　条例第５条に掲げる予定建築物の高さについては、規則第８条の規定を準用する。

（宅地分譲を目的とする開発行為により建築する予定建築物の用途）
第 10　宅地分譲を目的とする開発行為により建築する予定建築物の用途は専用住宅とする。

（条例第５条第２号の建築基準法別表第２(ろ)項第２号に掲げる建築物で規定する用途の制限）
第 11　条例第５条第２号の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第２(ろ)項第２号に掲げる建築物は、他用途との兼用及び併用を認めない。ただし、建築基準法別表第２(い)項第１号に掲げる用途（住宅との兼用）を除く。

（条例第５条第２号及び第３号で規定する「車道幅員４メートル以上の道路」の要件）
第 12　条例第５条第２号及び第３号で規定する「車道幅員４メートル以上の道路」の要件は、通り抜け道路であること。

（条例第５条第３号に掲げる予定建築物の用途の要件）
第 13　条例第５条第３号に掲げる予定建築物の用途の要件は、他用途との兼用及び併用を認めない。ただし、建築基準法別表第２(い)項第１号に掲げる用途（住宅との兼用）を除く。

（条例第５条第３号で規定する事務所及び作業所の要件）
第 14　条例第５条第３号で規定する事務所及び作業所の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
(1)　当該集落の住環境を著しく阻害しない施設であること。
(2)　騒音、振動、臭気又は煤煙等の発生のおそれがある施設については、十分な環境保全対策が講じられること。
(3)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受けない施設であること。

（規則第６条で公益上やむを得ないと市長が認めるもの）
第 15　規則第６条で公益上やむを得ないと市長が認めるものとは、その施設がもっぱら、研究学園地区に立地する国若しくは独立行政法人の教育・研究機関（以下「教育研究機関」という。）に対して研究用特注品を製造する工場や教育研究機関での研究成果あるいはこれらの有する研究開発力を用いて新たな商品を開発し、生産する工場をいう。

（条例第６条第１項第１号の建築基準法別表第２（い）項第１号に掲げる建築物の用途

の制限）

第 16　条例第６条第１項第１号の建築基準法別表第２（い）項第１号に掲げる建築物に掲げる住宅は、一戸建て住宅とする。

（条例第６条第１項第１号アに掲げる自然的社会的諸条件の要件）

第 16 の２　条例第６条第１項第１号ア中「自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成している」ことの要件は、次の各号によるものとする。

(1)　自然的条件については、第３第１号に規定される自然的条件を準用する。

(2)　社会的条件については、第３第２号に規定される社会的条件を準用する。

（条例第６条第１項第２号中「自己用住宅を必要とするやむを得ない理由」）

第 17　条例第６条第１項第２号中「自己用住宅を必要とするやむを得ない理由」は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　婚姻により独立した世帯を構成する場合

(2)　退職又は転勤等により転居せざるを得ない場合

(3)　現に居住している住宅が過密、狭小、被災、立ち退き又は借家等の事情がある場合。なお、過密又は狭小の事情がある場合には、必要に応じて現に居住している住宅の写真等を添付させるものとする。

(4)　疾病等の理由により転地せざるを得ない場合

(5)　帰郷等により出身地に定住する場合

(6)　単身者が、両親若しくは兄弟姉妹の家族と同居している場合又は兄弟姉妹の婚姻等により、独立した世帯となる必要がある場合

(7)　現に居住している住宅の存する土地が借地であって、当該住宅の改築が不可能である場合

(8)　現に居住している住宅の存する土地が急傾斜地又はがけ等の危険地帯にあって、危険であると判断される場合

(9)　現に居住している住宅の存する土地の環境が、日照不良、湿地、進入路狭あい等理由により悪い場合。ただし、環境を改善することが物理的に不可能なときは、当該住宅の除去又は物置等への合法的な転用を条件とするものとする。（条例第５条に掲げる予定建築物等の高さ）

（条例第６条第１項第２号中「自己用住宅」を必要とすることを証明するための申請書添付書類）

第 18　条例第６条第１項第２号中「自己用住宅」を必要とすることを証明するための申請書添付書類は、次に掲げるものとする。

(1)　若年者（30 才未満の者をいう。）が婚約をもって自己用住宅を必要とする場合には、媒酌人の婚約証明書又は当事者の申立書。なお、若年及び高齢の単身者については、必要性について十分審査すること。

(2)　被災、立ち退き、借家等の事情がある場合には、それぞれ罹災証明書、立ち退きを求められていることが確認できる書面、賃貸借契約書等

(3)　現に居住している住宅が持家の場合には、当該住宅の処分についての売買契約

書、専任媒介契約書等
(4)　疾病等の理由により転地せざるを得ない場合には、診断書等
(5)　転勤により転居せざるを得ない場合には、異動証明書等
(6)　帰郷により出身地に定住する場合には、退職証明書等

（条例第６条第１項第２号の開発行為の細則）
第 19　条例第６条第１項第２号の開発行為に係る予定地には、建築基準法第 43 条第１項の規定に適合させるため、当該予定地が存する市街化調整区域に係る区域区分の日以後に土地の交換又は売買により取得した最小限の土地を含むことができる。

（規則第９条第１号中「取得することが確実であると認められる者」の要件）
第 20　規則第９条第１号中「取得することが確実であると認められる者」の要件は、次の各
号のいずれかによるものとする。
(1)　農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第５条の許可を申請している場合には、法の許可と同時に取得できる者とする。
(2)　相続により取得したが、所有権の移転が完了していない場合には、すべての法定相続人からの当該土地を相続する旨の証書等を取得している者とする。

（規則第９条第１号中「区域区分の日前に土地を所有」）
第 21　規則第９条第１号中「区域区分の日前に土地を所有」には、代々相続又は一括贈与（農業委員会等からの証明要）により受け継いで、区域区分の日以後に所有した場合も含む。

（規則第９条第１号の区域区分の日前に土地を所有していた親族から当該区域区分の日以後に相続、贈与又は売買により取得した土地（取得することが確実であると認められる土地））
第 22　規則第９条第１号の区域区分の日前に土地を所有していた親族から当該区域区分の日以後に相続、贈与又は売買により取得した土地（取得することが確実であると認められる土地）には、区域区分の日以後に親族間で相続以外の所有権の移動があるものについても、他に適地がない場合にはこれに含むものとする。

（規則第９条第１号において予定地とすることができる土地）
第 23　規則第９条第１号において予定地とすることができる土地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第２号又は第３号が適用になる場合には、従前の土地が 40 戸以上連たんしている集落内に存していなければならない。
(1)　既存集落内に存しない場合であって、代替地として区域区分の日前から所有していた者と交換した土地
(2)　建築基準法又は農業振興地域の整備に関する法律等により建築することが事実上不可能であって、代替地として交換した土地
(3)　収用に係る事業等（一般の公共事業を含む。）により建築することが事実上不

可能となり、代替地として取得した土地（条例第５条第３号で規定する事務所及び作業所の要件）

（規則第９条第２号中「大字の区域」等）

第 24　規則第９条第２号中「大字の区域」とは、市町村合併等により大字の区域の境界が変更となり、同一大字の区域でなくなった場合においても、同一大字の区域として扱うものとする。

２　出身地の大字に隣接する大字の飛び地大字を申請地とするもので、次のいずれにも該当するもの。

(1)　出身地の大字、出身地に隣接する大字及び出身地に隣接する大字の飛び地大字がいずれも同一小学校区であること。

(2)　出身地に隣接する大字に同大字から連たんする建築物が存在すること。要性について十分審査すること。

（規則第９条第２号イ中「相当期間居住していた者」）

第 25　規則第９条第２号イ中「相当期間居住していた者」とは、法の規定に違反せず、10 年以上居住していた者とする。

（規則第 10 条第１号中「勤務地に通勤可能な区域」）

第 26　規則第 10 条第１号中「勤務地に通勤が可能な区域」とは、電車又は自動車等により、予定地から勤務地までの所要時間が２時間を超過しない区域とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合にはこの限りではない。

(1)　現に所要時間が２時間以上の通勤をしている場合

(2)　現に当該土地付近（実家等）に家族が居住しており、その事実を子供の在学証明書又は住民票の写し等で証明できる場合

（規則第 10 条第２号中「おおむね 200 平方メートル以上」等）

第 27　規則第 10 条第２号中「おおむね 200 平方メートル以上」とは、190 平方メートル以上とする。

２　規則第 10 条第２号中「市長がやむを得ないと認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)　予定地内に建築基準法第 42 条第２項の規定によるセットバックを行う土地が存する場合

(2)　予定地内にがけ地等宅地として利用できない土地が存する場合

(3)　予定地内に公共事業による買収予定の土地が存する場合

(4)　予定地周辺の土地が宅地化されている、又は予定地が一筆の土地である等の理由により、500 平方メートルを若干超える土地を残しても当該土地の利用が困難であると認められる場合

(5)　予定地内に路地状敷地に該当する土地が存しており、路地状敷地以外の部分が第１号から第３号までに該当する部分を除いて 500 平方メートル以下の場合

（規則第 10 条第３号中「自己用住宅」の要件）
第 28　規則第 10 条第３号中「自己用住宅」の要件は、次の各号によるものとする。
(1)　２以上の玄関を有し、各々の家族が個別に生活できる複数世帯住宅は含めないものとする。
(2)　周辺の環境に配慮したものであるものとする。

（条例第６条第１項第３号中「自己用住宅を必要とするやむを得ない理由」）
第 29　条例第６条第１項第３号中「自己用住宅を必要とするやむを得ない理由」については、第 17 の規定を準用する。

（規則第 12 条第３号イ中「おおむね 200 平方メートル以上」等）
第 30　第 27 第１項の規定は、規則第 12 条第３号イ中「おおむね 200 平方メートル以上」について準用する。
２　第 27 第２項の規定は、規則第 12 条第３号イ中「市長がやむを得ないと認めるとき」について準用する。

（規則第 12 条中「自己用住宅」の要件）
第 31　第 28 の規定は、規則第 12 条中「自己用住宅」の要件について準用する。

（条例第６条第１項第４号中「一戸建ての住宅」）
第 32　条例第６条第１項第４号中「一戸建ての住宅」には、法第 29 条第１項第２号に該当する専用住宅及び旧法第 43 条第１項第６号ロの既存宅地の確認による専用住宅を含むものとする。
２　出身地の大字に隣接する大字の飛び地大字を申請地とするもので、次のいずれにも該当するもの。
(1)　出身地の大字、出身地に隣接する大字及び出身地に隣接する大字の飛び地大字がいずれも同一小学校区であること。
(2)　出身地に隣接する大字に同大字から連たんする建築物が存在すること。

（条例第６条第１項第５号中「敷地の拡張を伴う場合」）
第 33　条例第６条第１項第５号中「敷地の拡張を伴う場合」は、自己用住宅又は車庫若しくは物置等の付属建築物の建築等を計画するに当たり、従前の敷地が狭小なため駐車場の確保が困難である場合又は建築基準法その他の法令に抵触する場合等をいう。

（規則第 13 条第２号中「市長がやむを得ないと認めるとき」）
第 34　第 27 第２項の規定は、規則第 13 条第２号中「市長がやむを得ないと認めるとき」について準用する。この場合にあっては、予定地は、従前の敷地及び改築又は増築に伴い拡張する敷地とする。

（条例第６条第１項第５号中「自己用住宅」）
第 35　条例第６条第１項第５号中「自己用住宅」には、法第 29 条第１項第２号に該当する自己用住宅及び旧法第 43 条第１項第６号ロの既存宅地の確認による自己用住

宅を含むものとする。

（条例第６条第１項第６号中「道路の位置の指定を受けた区域」）

第 36　条例第６条第１項第６号中「道路の位置の指定を受けた区域」とは、当該道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）に係る区域内に予定地が存することが当該道路位置指定の申請図により明らかとなっているものとする。ただし、当該道路部分が明確に区画されていない場合には、許可の対象としないものとする。

（規則第 14 条第１項中「建築物」）

第 37　規則第 14 条第１項中「建築物」には、専用住宅以外の用途に供する建築物を含めることができるものとする。ただし、同一敷地内に存する付属建築物については連たんの数に含めないものとする。

（規則第 14 条第２項第１号中「おおむね 200 平方メートル以上」）

第 38　第 27 第１項の規定は、規則第 14 条第２項第１号中「おおむね 200 平方メートル以上」について準用する。

（条例第６条第１項第７号に規定する開発行為の許可の判断）

第 39　条例第６条第１項第７号に規定する開発行為の許可については、次の各号により判断するものとする。

(1)　収用に係る事業の施行者とつくば市の事前協議が整い、速やかに開発行為の許可の申請が成されるものとする。

(2)　条例第６条第１項第７号に規定する開発行為の許可は、生活又は営業の補償であることから、申請者の営業又は居住の事実があることを要件とする。

(3)　次のいずれかに該当する場合には、許可の対象としないものとする。

ア　当該開発行為の申請者が借家人である場合。ただし、借地であっても建築物等の所有権を有している場合には対象とする。

イ　収用に係る事業の施行者が、移転者に対して営業廃止で補償した場合

ウ　従前の建築物等が存しない場合又は建築物等の一部しか存しておらず営業や居住の事実がない場合。ただし、借家などの場合で、一時的に空家になっている場合はこの限りでない。

エ　従前の建築物等が廃屋又は未完了建築物等である場合

オ　遊技場から他の遊技場への変更や事務所から住宅への変更等、用途変更に該当する場合

カ　従前の建築物等が土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法令により土地を収用することができる事業の認定及び認可等の告示がなされた後のものである場合

(4)　移転及び除却の判断にあたっては収用に係る事業の施行者と協議し、物件補償契約書の物件調査表等により補償内容を確認するものとする。なお、移転補償契約書は、原本を添付するものとし、公共移転証明書は認めないものとする。

(5)　予定地の建築物等は、構外再建でなければ許可の対象としないものとする。

(6)　建築物等が収用に係る事業の対象とはならないが、駐車場等が収用に係る事業

の対象となり当該建築物等に重大な支障が出る等の理由により、収用に係る事業の施行者が「構外再築」で補償した場合には許可の対象とするものとする。

(7)　従前の建築物等と新たに建築又は建設する建築物等に建築構造の違いがあっても許可の対象とするものとする。

(8)　複数の一戸建ての貸家を賃貸の共同住宅にすることは許可の対象とするものとする。この場合にあっては、賃貸の共同住宅の規模は、次のいずれかに該当するものとする。

ア　賃貸の共同住宅の戸数は、一戸建ての貸家の戸数の 1.5 倍の戸数を限度とし、かつ、延べ面積は一戸建ての貸家の延べ面積の合計値を限度とする。

イ　賃貸の共同住宅の戸数は、一戸建ての貸家の戸数を限度とし、かつ、延べ面積は一戸建ての貸家の延べ面積の合計値の 1.5 倍の延べ面積を限度とする。

(9)　賃貸の共同住宅を複数の一戸建ての貸家にすることは許可の対象としないものとする。

(10)　区分所有されている建築物が別々に移転する場合には、当該建築物の使用実態等に応じて判断する。ただし、共用されている建築物を個別に移転することは許可の対象としないものとする。

(11)　従前の建築物等が複合用途の場合には、当該建築物等の使用実態等に応じて判断するものとする。

(12)　従前の建築物等が法に適合していない場合の取扱いは、当該建築物等の敷地面積及び延べ面積を限度として移転を認めるものとする。ただし、建ぺい率違反となる場合にあっては、最小限の敷地の拡張を認めるものとする。

（規則第 15 条第３号中「市長がやむを得ないと認める場合」）

第 40　規則第 15 条第３号中「市長がやむを得ないと認める場合」とは、農地法など他法令との調整がついた場合に限ることとする。

（条例第８条第２号中「自己用住宅を必要とするやむを得ない理由」）

第 41　第 17 の規定は、条例第８条第２号中「自己用住宅を必要とするやむを得ない理由」について準用する。

（条例第８条第２号中「自己用住宅」を必要とすることを証明するための申請書添付書類）

第 42　第 18 の規定は、条例第８条第２号中「自己用住宅」を必要とすることを証明するための申請書添付書類について準用する。

（条例第８条第２号の開発行為の細則）

第 43　第 19 の規定は、条例第８条第２号の開発行為の細則について準用する。

（条例第８条第３号中「自己用住宅を必要とするやむを得ない理由」）

第 44　第 17 の規定は、条例第８条第３号中「自己用住宅を必要とするやむを得ない理由」について準用する。

（条例第８条第４号中「専用住宅」）
第 45　第 32 の規定は、条例第８条第４号中「専用住宅」について準用する。

（条例第８条第５号中「敷地の拡張を伴う場合」）
第 46　第 33 の規定は、条例第８条第５号中「敷地の拡張を伴う場合」について準用する。

（条例第８条第５号中「自己用住宅」）
第 47　第 35 の規定は、条例第８条第５号中「自己用住宅」について準用する。

（条例第８条第６号中「道路の位置の指定を受けた区域」）
第 48　第 36 の規定は、条例第８条第６号中「道路の位置の指定を受けた区域」について準用する。

（条例第８条第７号に規定する開発行為の許可の判断）
第 49　第 39 の規定は、条例第８条第７号に規定する開発行為の許可の判断について準用する。

附　則
この運用基準は、平成 19 年７月 25 日から施行する。
附　則
この運用基準は、平成 22 年３月 15 日から施行する。
附　則
この運用基準は、平成 22 年７月１日から施行する。
附 則
この運用基準は、令和６年２月 28 日から施行する。

「つくば市開発審査会関係」

１　つくば市開発審査会条例
２　つくば市開発審査会条例施行規則
３　つくば市開発審査会運営規程
４　つくば市開発審査会説明資料（別記様式第１）

１．つくば市開発審査会条例

平成 18 年 12 月 27 日
条例第 66 号
改正　平成 27 年３月 26 日条例第３号
平成 29 年３月 24 日条例第１号
平成 29 年 12 月 22 日条例第 35 号

（趣旨）
第１条　この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 78 条第８項の規定に基づき、つくば市開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）
第２条　審査会は、委員７人をもって組織する。

（委員の任期）
第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
３　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（会長）
第４条　審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
３　会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するものとする。

（会議）
第５条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議及び会長が欠けたときの会議は、市長が招集する。
２　会長は、会議の議長となる。
３　会議は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）のほか、３人以上の委員が出席しなければ開くことができない。ただし、第１項ただし書に規定する会議にあっては、４人以上の委員が出席すれば開くことができる。
４　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　会議は、非公開とする。ただし、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 50 条第３項の規定により公開による口頭審理を行う場合は、この限りでない。
（平 29 条例 35・一部改正）

（秘密の保持）
第６条　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）
第７条　審査会の庶務は、都市計画部において行う。
（平 27 条例３・平 29 条例１・一部改正）

（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則
この条例は、公布の日から起算して、４月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（平成 19 年規則第 13 号で平成 19 年４月１日から施行）
附　則（平成 27 年条例第３号）抄
（施行期日）
１　この条例は、平成 27 年４月１日から施行する。
附　則（平成 29 年条例第１号）抄
（施行期日）
１　この条例は、平成 29 年４月１日から施行する。
附　則（平成 29 年条例第 35 号）抄
（施行期日）
１　この条例は、平成 30 年２月１日から施行し、同日以後に第６条の規定により公表する付属機関の会議及び懇談会等から適用する。

２．つくば市開発審査会条例施行規則

平成 19 年３月 30 日
規則第 34 号
改正　平成 19 年 11 月 16 日規則第 78 号
平成 22 年３月 30 日規則第 19 号
平成 24 年３月 30 日規則第 16 号
平成 27 年３月 31 日規則第 26 号
平成 29 年３月 31 日規則第 29 号
平成 30 年１月 30 日規則第　５号

（趣旨）

第１条　この規則は、つくば市開発審査会条例（平成 18 年つくば市条例第 66 号）第８条の規定に基づき、つくば市開発審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第２条　審査会の会長は、次の各号のいずれかに該当する場合に審査会の会議（以下「会議」という。）を招集するものとする。

(1) 市長から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 34 条第 14 号又は都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 36 条第１項第３号ホに係る諮問があったとき。

(2) 法第 50 条第１項の規定による審査請求があったとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、会長が必要があると認めたとき。

２　会議の招集は、緊急やむを得ない場合を除き、開会の日の３日前までに会議の日時、場所及び議題を委員に通知することによって行う。

（平 19 規則 78・一部改正）

（欠席の届出）

第３条　委員は、前条の通知を受けた場合において、事故のため会議に出席できないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

（会議録への署名）

第４条　つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例（平成 29 年つくば市条例第 35 号）第９条の規定により作成した会議録には、議長及びその会議の出席委員のうちから議長が指名した委員２人以上が署名押印するものとする。

（会長の職印）

名　　称	寸　　法	ひ　な　形	保　管　者
つくば市開発審査会長印	21ミリメートル平方	つくば市 開発審査 会長之印	都市計画部開発指導課長

第５条　会長の職印は、次のとおりとする。

（平 22 規則 19・平 24 規則 16・平 27 規則 26・平 29 規則 29・一部改正）

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この規則は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成 19 年規則第 78 号）

この規則は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附　則（平成 22 年規則第 19 号）

この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年規則第 16 号）

この規則は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年規則第 26 号）

この規則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年規則第 29 号）

この規則は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則（平成 30 年規則第５号）

この規則は、平成 30 年２月１日から施行する。

３．つくば市開発審査会運営規程

（趣旨）

第１条　この規定は、つくば市開発審査会条例施行規則（平成 19 年つくば市規則第 34 号）第 6 条の規定に基づき、つくば市開発審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（提案基準）

第２条　市長が審査会に議案を提出する場合の付議基準は、別に定める。

２　市長は、前項の議案を提出する場合には、別記様式第１により行うものとする。

（口頭審理の傍聴等）

第３条　会長は、口頭審理を行う場合は、傍聴人の数を制限することができる。

２　審査請求人が審理に応じられない場合は、委任状をもって代理人を出席させることができる。

第４条　この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 19 年４月 26 日から施行する。

別記様式第１

第　　回　　つくば市開発審査会説明資料			
第　号議案	区　分	提案基準	
申請者住所			
氏　　名			
土地の所在	つくば市		
地目・地積	㎡		
予定建築物			
－申請の概要－			
（申請理由）			
（申請地の概要）			
（立地判断）			

「つくば市開発行為手数料関係」

１　つくば市開発行為手数料条例
２　つくば市開発行為手数料条例施行規則
３　手数料免除申請書（様式第１号）
４　手数料免除通知書（様式第２号）

１．つくば市開発行為手数料条例

平成 13 年３月 30 日
条例第 12 号
改正　平成 15 年９月 25 日条例第 35 号
平成 19 年３月 27 日条例第６号
平成 23 年６月 24 日条例第 15 号

（趣旨）

第１条　この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定による開発行為の許可その他の事務で特定の者のためにするものについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 19 条例６・一部改正）

（手数料の事務、名称及び額）

第２条　手数料を徴収する事務並びにその名称及び額は、別表第１及び別表第２のとおりとする。

（手数料の納付時期）

第３条　手数料の納付時期は、別表第１に掲げる事務については申請の際とし、別表第２に掲げる事務については交付の際とする。

（手数料の不還付）

第４条　既に納付した手数料は、還付しない。

（手数料の免除）

第５条　地方公共団体については、別表第１及び別表第２に掲げる手数料を免除するものとする。

２　自然災害（被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第２条第１号に定める自然災害をいう。）により一戸建ての住宅（以下この項において「住宅」という。）が滅失又は破損（半壊以上の被害程度に限る。以下同じ。）をしたため、当該滅失し、又は破損した住宅に代わる住宅の建築をする者で、当該自然災害を受けた日から起算して１年以内にその工事に着手するものについては、別表第１（２の項、３の項、４の項及び６の項を除く。）に掲げる手数料を免除するものとする。

（平 23 条例 15・一部改正）

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則（平成 15 年条例第 35 号）

この条例は、平成 15 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成19年条例第６号）

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成23年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条、第３条、第５条関係）
（平 15 条例 35・一部改正）

項	事務	名称	金額（１件につき）
1	都市計画法第 29 条第１項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1)　主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合　次に掲げる開発区域の面積区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　開発区域の面積が 0.1ha 未満のもの 1,0000 円 イ　開発区域の面積が 0.1ha 以上 0.3ha 未満のもの　22,000 円 ウ　開発区域の面積が 0.3ha 以上 0.6ha 未満のもの　45,000 円 エ　開発区域の面積が 0.6ha 以上 1.0ha 未満のもの　9,0000 円 オ　開発区域の面積が 1.0ha 以上 3.0ha 未満のもの　13,0000 円 カ　開発区域の面積が 3.0ha 以上 6.0ha 未満のもの　18,0000 円 キ　開発区域の面積が 6.0ha 以上 10.0ha 未満のもの　22,0000 円 ク　開発区域の面積が 10.0ha 以上のもの 31,0000 円 (2)　主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合　次に掲げる開発区域の面積区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　開発区域の面積が 0.1ha 未満のもの 13,000 円 イ　開発区域の面積が 0.1ha 以上 0.3ha 未満のもの　31,000 円 ウ　開発区域の面積が 0.3ha 以上 0.6ha 未満のもの　67,000 円 エ　開発区域の面積が 0.6ha 以上 1.0ha 未満のもの　130,000 円 オ　開発区域の面積が 1.0ha 以上 3.0ha 未満のもの　210,000 円 カ　開発区域の面積が 3.0ha 以上 6.0ha

			未満のもの　280,000円 キ　開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満のもの　350,000円 ク　開発区域の面積が10.0ha以上のもの　490,000円 (3)　(1)及び(2)以外の場合　次に掲げる開発区域の面積区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　開発区域の面積が0.1ha未満のもの　90,000円 イ　開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満のもの　130,000円 ウ　開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満のもの　200,000円 エ　開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満のもの　270,000円 オ　開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満のもの　400,000円 カ　開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満のもの　530,000円 キ　開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満のもの　680,000円 ク　開発区域の面積が10.0ha以上のもの　910,000円
2	都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が910,000円を超える場合は、その手数料の額は、910,000円とする。 ア　開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ1の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ　新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ1の項に規定する額 ウ　その他の変更については、10,000円

3	都市計画法第 41 条第２項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	47,000 円
4	都市計画法第 42 条第１項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	27,000 円
5	都市計画法第 43 条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	次に掲げる申請敷地の面積区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　申請敷地の面積が 0.1ha 未満のもの　10,000 円 イ　申請敷地の面積が 0.1ha 以上 0.3ha 未満のもの　18,000 円 ウ　申請敷地の面積が 0.3ha 以上 0.6ha 未満のもの　40,000 円 エ　申請敷地の面積が 0.6ha 以上１ha 未満のもの　70,000 円 オ　申請敷地の面積が１ha 以上のもの　99,000 円
6	都市計画法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	(1)　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が１ha 未満のものである場合　1、800 円 (2)　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築の用に供する目的で行うものである場合　次に掲げる開発区域の面積区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　開発区域の面積が１ha 未満のもの　1,800 円 イ　開発区域の面積が１ha 以上のもの　2,800 円 (3)　承認申請をする者が行おうとする

			開発行為が、主として自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものである場合　次に掲げる開発区域の面積区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　開発区域の面積が１ha 未満のもの　1,800 円 イ　開発区域の面積が１ha 以上のもの　2,800 円 (4)　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、(1)、(2)及び(3)以外のものである場合　18,000 円
7	都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 60 条の規定に基づく開発行為に関する証明	開発行為証明手数料	400 円

別表第２（第２条、第３条、第５条関係）

事　　務	名　　称	金　　額
都市計画法第 47 条第５項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写し交付手数料	用紙１枚につき 500 円

２．つくば市開発行為手数料条例施行規則

平成 23 年６月 24 日
規則第 34 号

（趣旨）

第１条　この規則は、つくば市開発行為手数料条例（平成 13 年つくば市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（免除の手続）

第２条　条例第５条第２項に規定する者で手数料の免除を受けようとするものは、手数料免除申請書（様式第１号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書及び書面を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請地の付近見取図
(2) り災証明書
(3) その他市長が特に必要があると認める図書又は書面

２　市長は、前項の規定による申請に対し手数料を免除することを決定したときは、手数料免除通知書（様式第２号）に、前項の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号(第２条関係)

(第一面)

手　数　料　免　除　申　請　書

つくば市開発行為手数料条例第５条第２項の規定により、手数料の免除を受けたいので申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

つくば市長　　宛

年　　月　　日

申請者　　㊞

（第二面）

【１　申請者】
　【住　所】
　【氏　名】

【２　地名地番】
　【申請地の所在】

【３　手数料の名称】　（別表　―　）

【４　手数料の額】　円

【５　工事種別】　新築　増築　改築　その他（　）

【６　工事着手予定年月日】

【７　工事完了予定年月日】

【８　申請理由】

【９　申請区域の面積】

【10　予定建築物の延べ面積】

【11　用途別床面積】

用　途	申　請　部　分	申請以外の部分	合　計
（　）	（　）	（　）	（　）

（添付書類）　１　申請地の付近見取図
　　２　り災証明書
　　３　その他市長が特に必要があると認める図書又は書面

（注　意）　１　数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

様式第２号(第２条関係)

手　数　料　免　除　通　知　書

第　　号
年　　月　　日

様

つくば市長　　㊞

１　申請年月日　　年　　月　　日
２　申請地の所在
３　手数料の名称
４　手数料の免除額

上記による手数料免除申請書及び添付図書について、つくば市開発行為手数料条例施行規則第２条第２項の規定により、下記の条件を付して手数料を免除することを決定したので通知します。

記

１　自然災害を受けた日から起算して１年以内に工事に着手すること。
２　許可申請書等には、手数料免除通知書を添付すること。

「つくば市都市計画法施行細則」

【つくば市都市計画法施行細則（全文）】

平成 13 年３月 30 日
規則第 13 号

（趣旨）

第１条　この規則は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、開発行為に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請書等の提出部数）

第２条　法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する申請書（第 23 条に規定するものを除く。）及びその添付書類の提出部数は、２部とする。

２　法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する届出書及びその添付書類並びに第 23 条に規定する申請書の提出部数は、１部とする。

３　この規則の規定により市長に提出する協議書及びその添付図書の提出部数は、正本及び副本各１部とする。

（平 15 規則 58・平 19 規則 81・一部改正）

（開発行為許可申請書の添付図書）

第３条　法第 29 条第１項の規定による開発行為の許可を受けようとする者は、省令第 16 条第１項に規定する開発行為許可申請書に、法第 30 条第２項に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 開発区域となるべき土地の公図の写し

(2) 開発区域となるべき土地の登記事項証明書

(3) 開発区域の面積が５ヘクタール以上の開発行為にあっては、当該開発行為に関する工事の施行期間中の防災計画に関する書類

(4) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が１ヘクタール以上のものを除く。）以外の開発行為にあっては、次のア及びイに掲げる書類

ア 申請者の資力及び信用に関する申告書（様式第１号）

イ 工事施行者の工事施行能力に関する申告書（様式第２号）

(5) その他市長が必要と認める書類

（平 15 規則 58・平 17 規則９・一部改正）

第４条　法第 30 条第２項に規定する法第 32 条に規定する同意を得たことを証する書面は、公共施設管理者開発行為同意書（様式第３号）によるものとする。

２　省令第 16 条第２項に規定する設計説明書は、設計説明書（様式第４号）によるものとし、設計説明書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 新たに設置される公共施設の管理者等に関する調書（様式第５号）

(2) 従前の公共施設の管理者等に関する調書（様式第６号）

(3) 実測図に基づいて作成した公共施設の新旧対照図

３　省令第 17 条第１項第３号に規定する法第 33 条第１項第 14 号の相当数の同意を得たことを証する書類は、開発行為同意書（様式第７号）によるものとする。
４　省令第 17 条第１項第４号に規定する設計図を作成した者が省令第 19 条に規定する資格を有する者であることを証する書類には、設計者の資格に関する申告書（様式第８号）を添付しなければならない。

（開発許可の特例に係る協議）
第４条の２　法第 34 条の２第１項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等は、開発許可の特例に係る協議書（様式第８号の２）を市長に提出するものとする。
２　前項の協議書には、次に掲げる図書を添付するものとする。
(1) 設計説明書（様式第４号）
(2) 新たに設置される公共施設の管理者等に関する調書（様式第５号）
(3) 従前の公共施設の管理者等に関する調書（様式第６号）
(4) 事業計画説明書
(5) 省令第 16 条第４項の表に定める図面
(6) 省令第 17 条第２項の規定による開発区域位置図
(7) 省令第 17 条第３項の規定による開発区域区域図
(8) 開発区域となるべき土地の公図の写し
(9) 開発区域となるべき土地の登記事項証明書
(10) その他市長が必要と認める図書
（平 19 規則 81・追加）

（開発行為の許可又は不許可の通知）
第５条　法第 35 条第２項（第 35 条の２第４項において準用する場合を含む。）に規定する通知は、許可の処分にあっては開発行為（変更）許可書（様式第９号）、不許可の処分にあっては開発行為（変更）不許可通知書（様式第 10 号）により行うものとする。

（変更の許可及び変更の届出）
第６条　法第 35 条の２第２項に規定する申請書は、開発行為変更許可申請書（様式第 11 号）によるものとする。
２　前項の申請書には、第３条及び第４条に規定する図書のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。
３　法第 35 条の２第３項の規定による軽微な変更の届出は、開発行為変更届出書（様式第 12 号）により行うものとする。

（開発行為変更許可の特例に係る協議）
第６条の２　法第 35 条の２第４項において準用する法第 34 条の２第１項の協議を行おうとする者は、開発行為変更許可の特例に係る協議書（様式第 12 号の２）を市長に提出するものとする。
２　前項の協議書には、第４条の２第２項に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付するものとする。
（平 19 規則 81・追加）

（開発行為許可標識の掲示）

第７条　開発許可を受けた者は、開発行為（変更）許可標識（様式第 13 号）を、工事期間中、当該開発区域内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

（工事着手の届出等）

第８条　開発許可を受けた者は、当該開発行為に係る工事に着手しようとするときは、開発行為工事着手届出書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。

２　開発許可を受けた者は、当該開発行為に係る設計図書を工事現場に備えておかなければならない。

（工程の報告等）

第９条　開発許可を受けた者は、当該開発行為に係る工事が別表に掲げる工程に達する日のそれぞれ３日前までに、その旨を市長に報告しなければならない。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為であって、開発区域の面積が１ヘクタール未満のものである場合にあっては、この限りでない。

２　工事施行者は、別表に掲げる工程に達したときは、その都度、工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければならない。

（工事完了届出書の添付図書）

第 10 条　省令第 29 条に規定する工事完了届出書及び公共施設工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 確定測量図

(2) 新たに設置された公共施設の用に供する土地の所有権移転登記に必要な書類

(3) 出来形対照図

（工事完了の公告）

第 11 条　省令第 31 条に規定する工事完了の公告は、つくば市公告式条例（昭和 62 年つくば市条例第１号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示して行う。

（工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認）

第 12 条　法第 37 条第１号の規定による承認を受けようとする者は、工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書（様式第 15 号）に次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 土地利用計画書

(2) 建築平面図

(3) 排水計画図

(4) その他市長が必要と認める図書

２　市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、承認又は不承認の決定をし、工

事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認通知書（様式第 16 号）又は工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設不承認通知書（様式第 17 号）により申請者に通知するものとする。

（開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付図書）

第 13 条　省令第 32 条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 開発行為に関する工事を廃止する理由書

(2) 開発行為に関する工事を廃止した当時の当該開発区域内の土地の写真

(3) 開発行為に関する工事を廃止した当時の当該土地の現況図及び廃止に伴う措置を記載した書類

（建築物の建築の特例許可の申請）

第 14 条　法第 41 条第２項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物の建築の特例許可申請書（様式第 18 号）に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 敷地現況図

(3) 建築物平面図及び配置図

(4) その他市長が必要と認める図書

（平 15 規則 58・追加）

（建築物の建築の特例許可又は不許可の通知）

第 15 条　市長は、前条に規定する許可の申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

２　前項に規定する通知は、許可にあっては建築物の建築の特例許可書（様式第 19 号）、不許可にあっては建築物の建築の特例不許可通知書（様式第 20 号）により行うものとする。

（平 15 規則 58・追加）

（予定建築物等以外の建築等の許可の申請）

第 16 条　法第 42 条第１項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等の許可申請書（様式第 21 号）に第 14 条各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

（平 15 規則 58・追加）

（予定建築物等以外の建築等の許可又は不許可の通知）

第 17 条　市長は、前条に規定する許可の申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

２　前項に規定する通知は、許可にあっては予定建築物等以外の建築等の許可書（様式第 22 号）、不許可にあっては予定建築物等以外の建築等の不許可通知書（様式第 23 号）により行うものとする。

（平 15 規則 58・追加）

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の申請等）

第18条　法第43条第１項の規定による許可を受けようとする者は、省令第34条第１項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書に、同条第２項に規定する図面のほか、建築物の平面図及び配置図その他市長が必要と認める図書を添付して市長に提出しなければならない。

２　法第43条第３項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の許可の特例に係る協議書（様式第23号の２）に、省令第34条第２項に規定する図書並びに建築物の平面図及び配置図その他市長が必要と認める図書を添付して市長に提出するものとする。

（平15規則58・追加、平19規則81・一部改正）

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可又は不許可の通知）

第19条　市長は、前条に規定する許可の申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

２　前項に規定する通知は、許可にあっては建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可書（様式第24号）、不許可にあっては建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設不許可通知書（様式第25号）により行うものとする。

（平15規則58・追加）

（地位の承継の届出）

第20条　法第44条に規定する地位を承継した者は、速やかに、開発行為許可承継届出書（様式第26号）に一般承継人であることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（平15規則58・旧第14条繰下・一部改正）

（地位の承継の承認）

第21条　法第45条の規定による地位の承継の承認を受けようとする者（以下「承継申請者」という。）は、地位承継承認申請書（様式第27号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者であることを証する書類

(2)　主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が１ヘクタール以上のものを除く。）以外の開発行為にあっては、承継申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

２　市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、承認又は不承認の決定をし、地位承継承認通知書（様式第28号）又は地位承継不承認通知書（様式第29号）により申請者に通知するものとする。

（平15規則58・旧第15条繰下・一部改正）

（開発登録簿の様式）

第22条　省令第36条第１項に規定する開発登録簿の調書は、開発登録簿（様式第30号）によるものとする。

（平15規則58・旧第16条繰下・一部改正）

（開発登録簿の写しの交付手続）

第23条　法第47条第５項の規定による開発登記簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿の写し交付申請書（様式第31号）を市長に提出しなければならない。

（平15規則58・旧第17条繰下・一部改正）

（証明書の交付手続）

第24条　省令第60条に規定する証明書の交付を受けようとする者は、開発行為（建築等）に関する証明書交付申請書（様式第32号）に次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 付近見取図

(3) 敷地現況図

(4) 建築物等の平面図及び配置図

(5) 計画の概要を記載した書面

(6) その他市長が必要と認める図書

２　前項の証明書は、開発行為（建築等）に関する証明書（様式第32号の２）によるものとする。

（平15規則58・旧第18条繰下・一部改正、平24規則56・平26規則４・一部改正）

（監督処分の標識）

第25条　法第81条第３項に規定する標識は、都市計画法による命令の公示（様式第33号）によるものとする。

（平15規則58・旧第19条繰下・一部改正）

（身分証明書）

第26条　法第82条第２項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第34号）によるものとする。

（平15規則58・旧第20条繰下・一部改正）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成13年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に茨城県都市計画法施行細則（昭和45年茨城県規則第45号）の規定に基づいてなされている手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。

附　則（平成15年規則第58号）
（施行期日）
１　この規則は、平成15年10月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の際、現に茨城県都市計画法施行細則（昭和45年茨城県規則第45号）の規定に基づいてなされている手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。
附　則（平成17年規則第９号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成19年規則第81号）
この規則は、平成19年11月30日から施行する。
附　則（平成24年規則第56号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成26年規則第４号）
この規則は、平成26年４月１日から施行する。

別表（第９条関係）

工事区分	工　　程
１　擁壁工事 (高さ２メートル以下の擁壁の工事を除く。)	(1)　根切を完了したとき (2)　基礎配筋を完了したとき (3)　壁配筋を完了したとき (4)　練積み造擁壁を、その前面地盤の高さまで築造したとき (5)　練積み造擁壁を、下端から３分の１の高さまで築造したとき (6)　その他市長が必要と認める工程
２　盛土工事	(1)　軟弱な地盤改良等の工事を行ったとき (2)　急傾斜面の段切を行ったとき (3)　その他市長が必要と認める工程
３　排水施設工事	(1)　主要な暗渠を敷設したとき。 (2)　軟弱な地盤における排水設備の基礎の工事を行ったとき (3)　その他市長が必要と認める工程
４　道路工事	(1)　路床を掘削したとき (2)　路盤(各層)を施工したとき (3)　その他市長が必要と認める工程
５　貯水施設工事	(1)　根切を完了したとき (2)　底版の配筋を完了したとき (3)　床版の配筋を完了したとき (4)　その他市長が必要と認める工程
６　その他市長が指定する工事	(1)　市長が必要と認める工程

「標準処理期間」

○標準処理期間

「標準処理期間」とは、申請が行政庁の事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう。
本市における標準処理期間は、次表のとおりである。

該当条項	処分の内容	標準処理期間
法第29条第１項	開発行為の許可	14日
法第35条の２第１項	開発行為の変更許可	14日
法第36条第２項	開発行為の検査済証	７日
法第37条第１項第１号	工事完了公告前の建築物の建築等の承認	10日
法第41条第２項	市街化調整区域内等における建築物の特例許可	10日
法第42条第１項	予定建築物等以外の建築等の許可	14日
法第43条第１項	開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築許可	14日
法第45条	開発行為の地位の承継の承認	７日
省令第60条	開発行為又は建築に関する証明	14日

なお、次に掲げる期間は、標準処理期間に算入されません。
（１）申請書の不備を補正するために要する期間
（２）市の機関の執務が行われない休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の１月３日までの日）

「つくば市開発登録簿閲覧規則」

○つくば市開発登録簿閲覧規則（全文）

（趣旨）

第１条　この規則は、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 38 条第２項の規定に基づき開発登録簿の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所の場所）

第２条　開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、都市計画部開発指導課内に置く。

（閲覧時間）

第３条　開発登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧することができる時間は、午前８時 45 分から午後４時 30 分までとする。

（定期休日）

第４条　閲覧所の定期休日は、つくば市の休日を定める条例（平成元年つくば市条例第 54 号）第１条に規定する休日とする。

（臨時休日等）

第５条　市長は、登録簿の整理その他の理由により必要があると認められるときは、前２条の規定にかかわらず、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合において、市長は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

（閲覧の手続）

第６条　登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧申込書（別記様式第１号）に所定の事項を記入して、市長に提出しなければならない。

（登録簿の持ち出し禁止）

第７条　登録簿は、閲覧所から持ち出すことができない。

（閲覧の停止又は禁止）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

（１）　この規則又は係員の指示に従わない者

（２）　登録簿を汚損し、損傷し、若しくは紛失し、又はそのおそれのある者

（３）　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

別記様式第１号（第６条関係）

開発登録簿閲覧申込書

年　　月　　日

つくば市長　　宛

申込者　住所

氏名　　㊞

次のとおり開発登録簿の閲覧を申し込みます。

開発許可年月日	年　　月　　日
開発許可番号	第　　号
開発地域の名称	
閲覧の理由	

受付印

「旧住宅地造成事業施行地内における
建築に対する指導方針」

旧住宅地造成事業施行地内（市街化調整区域内）における建築に対する指導方針

１．基本方針

旧住宅地造成事業施行区域内においての建築物の建築は、旧住宅地造成事業の目的に整合するほか、市街化調整区域における建築であることにかんがみ、周辺環境の保全と調和を図りつつ、快適な居住環境の確保及び良好な公共施設の維持管理が図られるものであることとする。

２．建築物の用途

建築物の用途は次に揚げるものとする。

(1) 第一種低層住居専用地域において建築することができる建築物

(2) (1)に揚げられるものの他、当該住宅地造成事業における予定建築物として特に定められたもの

(3) (1)に揚げられる建築物で使用用途が福祉施設となるものに関しては、福祉部局が承認したものでなければならない。

３．建築物の高さ

(1) 第一種低層住居専用地域における斜線制限に準ずるものとする。

(2) 10mを限度とする。

４．その他

(1) 第一種低層住居専用地域における日影制限に準ずるものとする。

(2) ブロック塀は極力避け、生け垣等とするほか、敷地内の緑化に努めるものとする。

(3) 車両出入り口は、道路交差点から５m以上離れた位置に設けるものとする。ただし、交通の安全上支障がないと市長が認める場合はこの限りでない。

(4) 区画を分割して一つの区画としないものとする。

(5) 新たに区域の中で開発行為の許可を得て建築する場合は、開発行為許可申請時につくば市都市計画法に基づく開発許可等の手引きに基づき別途指導するものとする。

(6) 既存建築物で指導基準を超えるものの改築は、既存建築物の範囲とする。

平成２年５月１日施行
平成 13 年２月１日改正
平成 19 年６月１日改正
平成 26 年 10 月１日改正
令和元年 10 月１日改正

つくば市の市街化調整区域の建築形態規制（強化基準）一覧

	団　　地　　名	容 積 率	建ぺい率	道路高さ制　　限	隣地高さ制　　限
1	桜ニュータウン	80%	40%	1.25	1.25
2	豊里の杜（一般住宅街区）	100%	50%	1.25	1.25
	緑が丘団地				
	城山				
	宝陽台				
	森の里（一般住宅街区）				
	あしび野				
	富士見台				
3	大根山団地	200%	60%	1.25	1.25
	入会団地				
	白水団地				
	東信団地				
	中根団地				
	日立団地				
	今鹿島住宅				
	豊里グリーンタウン				
	豊里の杜（集合住宅街区）				
	桜台団地				
	学園台セントラルタウン				
	別府学園台				
	富士見ヶ丘団地				
	みずほ団地				
	山中学園台				
	グリーンハイツ				
	南中妻セントラルタウン				
	下横場団地				
	第２東宝ランド				
	市之台団地				
	北中島団地				
	学園グリーンタウン				
	自由ヶ丘				
	北斗団地				
	くきざき団地				
	日東団地				
	梅ヶ丘				
	池向				
	桜が丘				
	森の里（サービスセンター地区）				
	わかば団地				